

令和4年12月15日(木曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	徳廣誠司
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡辺健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和4年12月第27回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和4年12月15日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：5番から8番まで）

議 事 の 経 過

令和4年12月15日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますのでよろしくお願いを致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

おはようございます。

通告書に基づいて、質問をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

まず1番目の平和戦没者顕彰施設等についてでございます。

町長の姿勢よろしく、12月3日、ご遺族をはじめ、多くの方がご参列くださり、戦没者追悼式が挙行されました。町長の式辞、よかったですと私はお聞きしました。

それから、追悼式の中でもいろいろと思いを語っていただきましたが、その中でもご遺族の中の発言で、なぜ戦争をしたのか、未だに疑問であると。結局、私たちが子どものころから、学校教育の場においても戦争があった、したゆうことは習ったけど、なぜという部分は教わった記憶がございません。

多分、遺族代表された方もそのような思いであったろう、なぜ300万という人が死ななければならなかったのか。という点にあったと思います。

そしてその中で、黒潮町においては864人。柱という言い方もしていますが、命令により命を失った。その皆さまを追悼する式で、遺族の代表の方は、無念の意思を表明されておったと、そのように考えております。

その後でもですね、若い中学校の生徒さんが平和作文を発表していただきまして、ありがたく拝聴致しました。若い方が平和に対する思いを述べていただいたということは大変ありがたいなあと思いました。

それは関係機関、教育委員会をはじめとする関係機関の助言や指導など、いろいろといただいたものと考えておりますが、多くの方のそういう姿勢にお礼を申し上げまして、通告のところの入れさせてもらいます。

礎とられました尊い御霊のうえに、私たちの平和と繁栄があります。平和の誓いを風化させないために、顕彰、施設、石碑など維持管理を問います。

その1番目で、旧佐賀町の、大字、これ部落を表しております。また、白田川、大方に戦没者顕彰石碑が建立されています。恒久の平和を願い現在の施設を平和公園として位置づけしますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

おはようございます。

それでは、矢野議員のカッコ1、町内にある現在の戦没者顕彰石碑を平和公園として位置づけするか。

のご質問にお答え致します。

町としましては、これまで町内の3遺族会と、各地区に現存する戦争遺産をどのようにしていくかについて協議をしてまいりました。現在の施設を平和公園として位置づけることについてのご質問ですが、今年度の遺族会との協議の中でも確認をさせていただきましたが、今現在は、今ある戦争遺産を管理し、そのままの形で残してほしいというご意向がございました。

従いまして、平和公園として位置づけるかどうかにつきましても、現在は位置付けることはせず、引き続き遺族会とともに、平和への継承について協議をし、ご意向を確認しながら、管理につきましても支援してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

今の答弁いただいたんじゃけど、私は今の、現在の施設を平和公園としてという質問ですよ。答弁を逸らしてもらうたら困りますよ。へちごと答弁しましたね。今の公園を平和公園として、というのがです。余分なこと言われたら困りますよ。私60分しか持ってない。どうなんですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今の施設をそのままの形で管理をしていただきたいというのが遺族会の方のご意向でございます。従いまして、今のままで管理を、草刈りの管理を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

遺族会いうても3つありましてね。私言ってるのは白田川と大方の分については、それはそれで遺族会のご意向であればそれはそれでいいと思うけど。旧佐賀町においてはですよ、大字のもとにあるということですよ。まともに答えてもらわな困る。どういうことなんですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今年度の協議の中でも、点在する戦争遺跡をそのままの形で残し、管理をしていく方向に変更がないということをお伺いしておりますので、引き続き草刈りの管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

言うがもしんどうなるけど、佐賀の各部落にあるその戦没者顕彰施設、すべて現地歩いて確認したこと

あるがですか。どうなんです。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

数年前に遺族会の協力を得まして、全部の施設について調査をさせていただいております。

また、その報告等もいただいております、その中でも佐賀の遺族会の総意として、そのようにお伺いをしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

これはね、その時の資料、私は持っておりますが、令和元年10月17日にこれ、佐賀の支所で川村課長、当時の佐賀の担当課長、やったかな行ったのは。

調査をしてくれというて遺族会長に頼んだがですよ。行政が。これ、遺族会というのは、いわば亡くなった方達の顕彰をする、あるいは、戦争遺児未亡人を含めて、生活面含め、ともに助け合う組織なんです。その組織に対して行政が、調査してくれということを行ったんですね。

私はすることが反対じゃな思うてそれ見よったがですけど。

行政が汗をかいて動いたということはないがです。全部人任せ。このことについては。

だからね、私なりにもね、調べたもんはございますよ。今はちょっと言いませんけど。それらを含めて、これはね、言う方が無茶やと思いましたがね。

この当時はもう既に、戦争未亡人という方は1名か2名やったはずですよ。どうやって、ご遺族と話ができますか、まともに。

もうちょっとね、現場うか生活を見てやってもらわな困りますよ、これは。これも、それまでに、この一般質問の中で、早くしてくださいと、どのようにしますかということについては、町長が前向きな答弁してるんですよ、その時その時。

だけどね、そっから先は動いてない。たまりかねてね、私が言うたがですよこれ。ちょっと来て説明してやと、なんぼいうちあんまりことやないかと。町長が前向きに取り組んでいるということななぜできんがかと。議会の答弁と言うこととすることが違うやないかと。

だからね、私はその場に居たんですよ。だから。

6月議会後、何も遺族会に対して話に行っていない。元年10月17日現在。その時ね、ちょっと厳しいこと言うてやっとな話したら、調査してくれというて。反対に、遺族会へ。

私らが足を運んでお聞きしたいので、一緒に話を聞かせてもらいたいとかいう話ではないんです。中身が。

怒ってますよ、私も。しかもね、遺族会はね、報告いうて書いてるんですよ、その文書には。何が報告ですか。これあんまりことや思うて行政は。その姿勢は。

だから、何回も、この場で3回ぐらいですよ、町長に。追悼式、何を言いましたかと。追悼式ではえいこと言う訳よ。私はね、総理大臣の式辞を見てもよね、町長が言うことも同じことや、中身は。

遺族が、何のために死なないかんかったのかという、遺族会はそういうことを述べられておる。

しかしその後、顕彰する場を見たら荒れ放題。大方もそう、白田川もそう。私に言わせたら荒れ放題。私も、今回の12月2日にはね、大方も白田川も私参拝してきましたよ。現状見ちゅう。

この町長の式辞の挨拶と、顕彰する場のこの荒れ様。この乖離は何でそのようになってくるのか、私は疑問ながよね。だから、遺族会長の挨拶あったように、なぜ戦争したのかと。なぜ死なないかざったのか。ここがね、行政機関はもっとね、ちゃんとせないかんと思いますよ。

今後、どういう国難が降りかかってくるかもわからん。その国難にみんなが立ち向かわないかんというときにこんな状態で黒潮町、その国難に立ち向かえますかね。避難訓練いうてやりゆうけど、本当にその気があってやりゆうか、ちょっと疑いますね。だからそこ強く言うわけですよ。

もうちっとね、そのいきさつをきちっと把握せないきませんよ。

各遺族会へ聞いて、その資料持ちちゅういうても、そのやり方についてはよ、これたまげたやり方よ。

それが進んでないんですよ、その後。

遺族の人はこの死を無駄にして欲しくない。そういうこともお話されましたよ。私には。他にもいろいろとずっとお会いして思うとるんですよ、私がお会いして話を聞いた時のことをメモ書きしてある。

でもその後、他の人からもいろいろとお話しはいただいておりますが、もうちっとね、きちっとしてもらいたいね、ひとことで言うと。

ほんで遺族の話、話いうけど、なんかね納得がいかがよね、だから。実際どれだけ足を運んだか、私にはわからない。何回運びましたかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

何回足を運んだかということですが、今年度で言いますと、遺族会との正式な協議については、7月29日に行った3遺族会の協議1回のみとなっております。

また、草刈り等についても、各遺族会長の方と連絡を密にとらせていただきながら調整をさせていただいております。

また追悼式につきましても、県の追悼式、そして、町の追悼式等もございますので、そちらの方でも詳細についてご連絡をとらせていただいております。

現地ですけれども、現地につきましても、昨年度草刈りの管理をする箇所にはなりますけれども、そちらの方に担当の方、確認に行かせていただきまして、また資料等も作らせていただきながら、現状を管理をしていく、そういうことで対応をさせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

草刈りについてもね、私現場を話しながらやりゆうがよ。ここでなんぼきれいなこと言うても、冬になって草刈りがあったとか意味がないやろ。それわかちゅうが。あんた現場行ってないということやか。ほったらかし。予算だけ放り投げて現場見ずに草刈りやれ。何をしゆうが。そんな予算執行されたら困る。真面目にやらないかん、口先ばあや、今言うことは。まともにやらないかんまともに。

もう時間がないき次行きますよ。

それでね、2番の平和公園について、令和3年9月議会以降遺族会と協議をしていますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、矢野議員のカッコ2、令和3年9月議会以降、遺族会と協議をしているかのご質問にお答え致します。

3つの遺族会長との協議について、今年度も7月29日に各遺族会長にお集まりいただき協議の時間を取らせていただきました。

平和公園についての協議とのご質問ですが、今年度も遺族会の総意として、草刈りの管理が高齢化により難しいため、草刈りをしてもらえればいい。その後はもう少し時間をかけて考えてもらえればいい。とのご意向を伺っております。従いまして、町としましては、今あるものを、戦争遺産という形のまま管理をしていく事としております。

平和公園につきましては、遺族会側もなかなか結論には至っておりませんので、もう少し時間をかけて協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

佐賀の遺族会は困ってるんですよ。私の聞くとところは、継続そのものが大変になってきゆう。課長遺族会にこれからの連絡をどうしたらいいのか相談したんでしょ。それ現実ながやき。平和公園で、今あるものを管理する。それはそれでえいですよ。だけどそっから先どうするのか。話をする相手がおらんりゆう。全て一人、一人。大部分の人は死亡。後継者が死亡。あるいは、転出。高齢化によってなかなかそこ継承しているところに行きがたい。その現実があるがですよ。どうやって管理しますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

佐賀の遺族会につきましては、今年度末をもって解散をするということをお伺いしております。今後、関係する地区の区長さんと現佐賀遺族会長にお集まりいただきまして、今後のあり方を協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

さっき言ったようにね、転出されておる人がおる。ご遺族が。どうやって確認するんですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

これまでにつきましても、それぞれの遺族会の総意としてのご意見を協議の場に持ってきてくださっているとそういうふうにとらえております。

従いまして、持ってきてくださる意見というのは、佐賀の地域の方達の意見のとりまとめということにとらえたいというふうにとらえております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

とりまとめたろうがそれはいいけど。現実には時間、時間がかかるということはお金がかかる。どこまで踏み込んでその話をできるわけ。ただ、頼みます、受けます。それですか。それ行政のすること。人にも頼んで。どうやって相手を連絡、確認しながらやってくが。会を無くしてしまおうたら無くなるんよ。連絡だけやんか。どういうやり方をするわけ。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答えします。

詳細につきましては今後、現遺族会長の方と協議をさせていただきたいというふうにとらえておりますけれども、また必要な予算等についても確保していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

次の3番へ行きます。

白田川、大方の戦没者顕彰施設並びに旧佐賀町の各大字に戦没者顕彰施設、取り合わせ道等を設置している。石段等が急峻なうえ老朽化が激しく危険性が高い。補強、改修等について、遺族会、又、御遺族との協議に基づく区長会との協議をしていますか。

全体的に非常に危険な状態がありますが、先だって川奥へ参拝してみますと、落石があって通り道へ落ちております。3つ4つ。子どもの頭くらいのやつですけどね。それ、もう少しこれ行くと、県道へ行くんです、県道へ。だからね、もうちっと全体を見ながらやってもらわないと困る。この前回の議会のときの答弁では、遺族会との協議に基づく区長との協議をするということでしたね。どうですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野議員の1の3番、遺族会との協議内容に基づく区長との協議についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、昨年9月28日に大方、白田川、佐賀3遺族会長に役場にお越しただいて協議致しました。その内容は、大方と白田川の遺族会は、現在の施設を修理、改修する部分は今のところは無いとの回答を受け、佐賀につきましては、川奥と拳ノ川の2施設について改善要望を受けました。

その結果を受けまして、川奥については区長さんと協議し、昨年度、県補助を導入して修理を行いました。

た。

拳ノ川については区長さんへの報告はできておりませんでしたので、そのことはお断りをさせていただきます。しかしながら先月、区長さんと現場に出向いて地区が希望する整備の方法について確認をさせていただきました。

町の方針は、県の補助事業が該当になるものはその事業を充てて行き、それに該当しないその他のものについては、緊急度や優先順位を考慮したうえで実施の可否を判断することにしております。

いずれに致しましても、遺族会との協議の結果を踏まえたうえで、今後整備を行う地区については事業の実施前に区長さんにはご相談申し上げたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

県の制度のことというけど、私はね、町がやることだから、いちいち県の金をどうのこうのあんまり言いたくないんだけど、これは県にも責任があることやき。それで私は県とも話をした経過があるんです。

だからこの以前は、黒潮町の実情を訴えて、県に。それで黒潮町が使いやすい制度を作ってもらわなければならないよということをこの場で発言したら、制度ができたならお願い行くという話で、今のやり方みよったら、補助金がないいきできんとかいうような情けない話をしゆうけど。この前の議会答弁から判断したら、どれだけその制度を運用させるのか、皆さん本気でやったわけ。

川奥の方でやったいうけどね、あれは災害復旧じゃ。上り口でよ、こんな石が3つも4つも落ちゆう。道の上へ。だからそういうことがあちこちにあるので危ないので、なんとかせないかんということと言ゆう。

人の話をまともに聞きゆうがかねこれ。今まで何してきた。この前やったがは去年の9月議会ですよ、最後にやったがは。6月、9月やってきちゆう。様子を見たらこの間にもうとっから予算確保して、発注くらいできる状態かな思いよったらまだこんな状態。

この間何をしよったが。県とどんな話をした。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

現在も、県とは協議中であります。県の補助要綱に合致する事業とのすり合わせに時間を要しておりますが、このあいだ現地でも確認をして、写真を撮って、それを県にあげております。

今担当者レベルで補助対策に向けて事業を進めておりますので、県との協議についてはその都度行っているというのが現状であります。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ひとつも話にならん。

だいたい県でも町でもそうやけど、来年度予算ゆうがはこの時期に終わってしもうちゆうわけよ。執行

機関の中では、あとは微調整じゃ。12月いうたら、去年の9月にこの話が出たらすぐその足で県へ行って、財源をなんとかしてくれという話をその足でしよったらわかるよ。なんにもしてないがやろ。だから川奥についても石が降ってきゆうやないですか。現場見ちゆうが。見ちやあせんろ。誠意がないいうがよ。もうちとね、真面目にならないかん。この問題特に。

追悼式の挨拶何しゆうが。式辞でご遺族は何を言われゆうが、わからんがかよそれ。憲法前文にあるやろ。平和という字が4回出てくる。読んだことあるか。ないやろ。いつも総理大臣の挨拶にしても、町長の挨拶にしても、平和、平和の上に繁栄があると。挨拶はそっから大概始まってますよ。初めになかったもどっかには出てくる。現行憲法はそういうもんじゃ。300万、先の大戦で300万言われゆう。そういう人達の命の上にたって今の憲法がある。こんなことを議会の場で言わないかんとは夢にも思ってなかったわ。

誠意が感じられんもん。それを言ゆうがですよ。川奥の石の件は知ってますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

去年の工事以降、川奥に行ったことはございませんので、石が落ちているということは承知はしておりませんでした。ただ、横浜の慰霊碑であったり、割れておるとか。拳ノ川の慰霊碑のについてもひび割れがあるということは現地に行って確認をしております。

すみませんが、川奥については石が散乱しておるとことは確認しておりません。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

その他のところもね、石がおちかかりがあるんですよ。で、危ないということをしゆうわけ。日露戦争で亡くなられた方の石碑もございますが、南海地震で倒れたという話もお聞きしております。そこらもずとね、石でやっておるんですよ。それは結構なんじゃけど、やっぱ地震とかいうものには弱い。だから下を人が通る、車が通る所があるんですね。市野々川なんかもいつ落ちるかわからんなあ思うて通るんですけど、その他にもございます。そういうとこをね、ちゃんと見て、下におる人、車等に当たれば大変なことなんですよ。そこを理解してもらわな困るね。これは。

この各遺族会に話した、遺族会に持っていく話の仕方がある。話の仕方、持って行き方。それによって相手の返事が変わる。条件設定によって答えが変わる。白田川の石段やちあれ危ないもんですよ。あれいつ転んで落ちてくるかわからん。私もね大方町史ここへ持ちゆうがですけどね、できたときは大変綺麗なもんですよ。大方の分も一緒。今やお宮さんになってしもうちゆう。あれ作ったときのがここに私持ちゆうけどね、見せん。後から見てください。非常に顕彰する施設としてええもんですよ。今あるのはね、お宮になってしもうて。だから顕彰の意味をね、理解してもらわな困る。顕彰の意味を。

ご遺体がまだ帰還されてない。しかしそういう方がおいでたいということは、その皆さんで知っていただきたいということで、ああいう高台などへ設置しちゆうわけで。だから石碑の周りをずうっと刻んでますわね。いつ産まれた、ご両親が誰、どこそこの戦い、そこで戦死したとか。正面には階級章があるけど、そういうとこをね、常識として知ってもろうちよかな困る。これは。

早、30分使うてしもうたこれで。ちゃんとやっってくださいや。少なくともね、誠意がね、見せてもらわ

ないかん。県庁と電話で話したぐらいじゃね、県の運用は変わりませんよ。考え方甘いわ。

だから、訴えて、事前に訴えて、黒潮町に使いやすい要項、要領作ってもらわないけませんよということ言うちよるわけです。要項要領できてから行くじゃ言うけど、それ見事よう使わんじゃないか。私がここで言うたことあたっちゅう。誠意がないき、こういうことになるがよ。

それで4番の、白田川、大方、佐賀の大字、部落に設置されている戦没者顕彰施設の総合的な管理が不十分で、平和を願う誓いを風化させないためにも町が主体になって管理をしますか。というところですが、どうですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、矢野議員のカッコ4、町内の戦没者顕彰施設の総合管理を町が主体となって行うかのご質問にお答え致します。

町としましては、遺族会と共に戦没者顕彰施設の管理について考えていきたいとの方針にこれまでも、これからも変わりはありません。

従いまして、今年度も、遺族会長にお集まりいただき確認させていただきました内容は、これまで確認させていただきました内容と変わらず、3つの遺族会が共に、現在のままで草刈りをお願いしたいのご意向でしたので、現存施設の草刈りの管理をさせていただきたいと考えております。

今後につきましても、町の遺族会のご意向を確認しながら、戦争遺産の管理を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

草刈りはそれはね、喜びゆう人おります。

だけどね、冬に草刈りやらすやゆうことはね、私聞いたことがない。もうちっとね、まともにやらないかん。笑われる。現場行ってないき。何とも思わんがよ。12月3日の田辺会長さんの話があったやろ。花を生けてていただいちゅう。感謝しよった。だけどね、2日の日の3時半頃行ったんですよ。草を踏み倒して行って、花を挿しちゅう。それは大方も白田川も一緒。ただ、佐賀は何カ所か参拝したけど、花の一つもなかった。この違いはどこにありますかね、これ。同じ管理すべきやと思うんですよ。佐賀は大字ごとにあるがぜ。どんなことしてやりゆうかぜ。たまげた。ここはね、同じ黒潮町じゃ。予算執行はね、公平せないかん。もし町が生けた花なら。

草刈りだけやないわね。現状が危ないですよということ言うわけやから、私は、草刈りだけの話をここで質問しゆうわけやない。その他の石で、石碑、それから石段、取り合わせ道路、それ危険な状態だから、そういったこと含めて、総合的な管理というわけよ。

草刈りだけのことをここ書いちゅうわけやない。どうふうにしますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

現在草刈りについては、遺族会の要望に基づきやっております。しかし申されるのが、各佐賀地区の大

字ごとに点在する戦争遺産の管理も主体的にやれということではないかというふうに思います。

遺族会の総意としましては現状でいいという言葉もいただいておりますが、ただ、地元につきましては、戦争石碑がさびれていくのは見るに耐えがたいということだと思いますので、そこについてはですね、地区要望、部落要望でもあがってきております。佐賀地区では1地区からあがってきておりますが、それにつきましてはこないだ業者さんと現地に出向いてですね、概算の事業費なんかを見積もらいました。そこで、先ほど申しました、県の補助事業になる分、ならない分さび分けをしてですね、今後の整備計画、複数年度になろうかと思っておりますけども、立てていくというのが今のスタイルであります。

従いまして、できるものとできないもののさび分けをしながらですね、県補助にならないものについては町負担にながしで、今後の整備計画を立てていくということで全体進めております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

答弁不足があるき追加してくれるがやったらかまんがで。

議長（小松孝年君）

もう一回言うて。

8番（矢野昭三君）

花をあげちゅうが、白田川と大方。佐賀はいずれを見ても私が見た限りでは花はあげてない。なんでこういう不公平にするか。町の予算はね、公平にやらないかん。どういうことですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

追悼式の日、花につきましては3カ所にお供えをさせていただいております。

大方につきましては、今、矢野議員おっしゃってくださったとおり、それぞれの顕彰施設の方にお供えをさせていただいております。

佐賀につきましては、今年度は、当日に遺族会長に了解をいただき、横浜にお供えをさせていただいております。また、今後につきましては、佐賀地域は、顕彰施設とされる全施設に献花を行うこととさせていただきます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

そしたら、佐賀については遺族会長と協議の上ということですか。わかりました。

草刈りだけやなしに、トータルとして維持管理をどうしますかという話なんですよ。

県の補助金があろうがなかろうが関係ないんですよ、今私が言っていることは、財源の確保はね、それは執行機関の責任でやらないかんことや。私は住民の代弁者として発言しゆうわけやから。県の金が言ったんは、言った方が皆さん楽な思うて言っただけの話で。住民は関係ない。国じゃろうが、県じゃろうがその金は。要はこの議会を議決する分については町民の金じゃ。そこをきちっとせないかん。そこ踏ま

えた上での答弁にしてもらいたいがですね。バラバラにされたら困る。

これ時間が28分しかないなった、どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員のご質問に私の方から答えさせていただきたいと思います。

今、矢野議員から縷々お話があった件につきまして、町としてはですね、これまで遺族会との協議の大きな課題として3点ございました。

1点目が忠霊塔戦没者巨匠碑の管理、2点目が遺族会の存続、3点目が平和の、平和を受け継ぐ協議、いわゆる追悼式と思われましても、そういうこととして主に遺族会と協議したところがございます。

顕彰碑、議員おっしゃられる全てを町が管理するというふうな協議というのは合意にされてませんので、町の方でやるというふうにはまだなっておりません。

ただ、平和公園につきましても、先ほど担当の方から申しましたように、いろんな議論をしてきております。私が町長になる前以前から、1カ所に集めたいいわゆる戦争追悼施設の設置。それから、あるいは、佐賀と大方にわけられるけれど、2カ所まとめてできないか。というようなさまざまな議論をしてきましたけれど、現在の結論として、町と遺族会の方で話したのはもう少し時間をかけて、そのことについては協議しよう。現状のままでいきたいというのが、遺族会のご意向でありますので、町もそのことを尊重しておるといふような状況でございます。今の施設全てをですね、町が公園とかいうふうな形で管理、整備するところまでは現在のところ至っておりません。

従いまして、そういう状況の中でできること、やるべきこと、優先順位でやるべきこと、そして遺族会のご意向が強い部分、特に強かったのは今やっております草刈りのことでございます。議員おっしゃられるように草刈りの時期がですね、少し適切でない状況もあったと私の方も聞いておりますので、そこはよく注意して対応するようにという指示もしております。

そして、階段とか施設関係ですね。については、実は県の事業というのは、県の補助要綱、私要項作る時、できる以前に県に直接行ってさまざま要望をしましたが、結論として、防災上、防災の上の予算だったんですね。南海地震とかの揺れに壊れないような施設に対する補助をするというふうに縛りがあまして、なかなかこちらが希望するような要項に仕上がっていないのも事実でございます。

その中でできることを県と協議しながらですね、対応してる状況が先ほど地域住民課長が説明した部分でございます。

今後もそういう部分も踏まえて、緊急度、優先度を考慮しながらですね、また、地域の皆さんとも協議しながら今後対応していきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ご遺族の中にはですね、あれこれもうよう言わんという人もおるんですよ。私お聞きしたら。それと、顕彰施設については、部落が作ったという人もおる。そして、あるいは、また別の方は、別の地域ですよ。国が作ったという方もおいでる。だからこのときにね、遺族と協議して作ったという話は聞いてないんですよ、私は。行政が作った。あるいは、部落が作ったという、そういうお話を聞いている。遺族会がね作っ

たという話はただの一度も聞いてない。白田川についてもよね、戦争未亡人の会とかなんとかで、あの碑を作っていただきましてありがとうございますという碑はありますよ。従いまして、あれね、白田川のご遺族が作ったがかなと思うて、大方町史を見る限りにおいてはですね、どうもあれはご遺族が作ったものではないなど。石碑もごぞいますわね、遺族の方が書かれておる、ありがとうございますって書いてありますよ。

だから主体性がいるがですよこれ、行政に。投げかけ方によって事が変わる。もうね、弱っちゅうがやき、体力的にも。高齢化して。町が主体性をもってでやってもらわな困る。

というがはこの前も言うたように、常会はもうやっています。その常会というもんをよね、ある東の方の町では、わしもらってきた、高知新聞出がたをもらってきたちょうけんど、尋常小学校の校長さんが先立ってやってるわけですよ。これはね、文部省がやらせたが。思想教育は。そんなことを、ほんで人出せ、金出せ、物出せ、貢ぎもん全部出せ。それやってきちょうがですよ、ただ単に死んだというだけやない。当時の地域のリーダーというのは、配給をするについても職務上の権限があったので、なんぼ権限があってもね、配給がないとね生活できん。そういうものがある中でやってきた政治なんです。だからね、全部ひとごと聞こえてくるわけです。ずうっと聞きゆう。私25年からこれ質問しゆう。遺族のことと、石碑。もうちょっとね、前向きにね、言葉なんぼ綺麗なこと言うたち、現実がね、そうはなっていない。だから、そこをもうちょっとね、心を込めてやってもらいたいですね。この問題は、

時間が25分しかなくなりましたんでね、ちょっと次へいきますけど。

福祉医療についてですね。住民の健康状態は、それぞれ違いがあります。住民に寄り添った予算執行のためには、疑似体験をすることで、住民に、より近づくと考えますが姿勢を問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、矢野議員のカッコ1、疑似体験に対する町の姿勢を問うのご質問にお答え致します。

議員言われますとおり、支援が必要な住民の方に対応するための疑似体験というのは、とても大事な部分かと思われま。

疑似体験に係る町内の取り組みとしましては、黒潮町社会福祉協議会が行っている小学校、中学校、高校に対し実施しています福祉体験学習がございます。この学習を通して、高齢者や障がい者等の理解など相手を思いやる福祉の心を育てる取り組みとなっております。

昨年度は小学校4校及び高校1校 合計70人に対し福祉体験学習を行っており、毎年実績を積んでくれております。

また、職員につきましても、平成15年度から、こうち人づくり広域連合が実施します、新規採用職員研修の疑似体験研修を行っており、新規採用職員の全員が受講しておりますし、平成15年以前の採用者につきましても、様々な研修の場で多くの職員が受講している状況でございます。

町としましては、疑似体験をすることにより、支援が必要な方の状況についての理解が進み、日常生活の中でも、業務をする上でも気付くことが出来、行動の変容にもつながる、また、業務においても施策に活かすことができる、そのように考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

姿勢を問うということでもありますので、姿勢を問うですよ。効果があるとかいうことを聞きゆうわけやない。だから、効果があるかないかいうがは、住民が評価する問題や。自画自賛してもそれは意味ない。

ここの、交通のところですよ、実は交通計画を早く作るべきであるということで、この場でも何回か質問した結果、令和2年にね、交通安全計画作っちゅうわけですよ。だけどそのメンバー見たら若い元気な人ばかりよ。だから、言うたら、障がい者、障がい持ってる方がおるかもわからんけど、私が見る上では、その計画を作った人、構成員はメンバーはそういう体がよ、元気な人がそのメンバーに名を連ちよう。

やっぱりね、こういう計画作るときにもね、そういう若い元気な人ばかりでは困る。庁舎の中の管理職が名前を連ね、町長筆頭に。それでは、一定成果はあるけど困る。

中角なんかはね、前のころに事故があるんで地元が要望出しちゅう。信号作ってもらいたい。横断歩道あるけど、車が停まらん、事故が頻発して困る。それ以前に出して29年ごろに私もここで言ったことがあるんですが、それが一向に改善できない。警察もみな知っちゅうがですよ、そこで事故があるゆうがは。仕方がないのでね、私ね、県警本部へ電話してね、苦情言いましたわ。見に来てくれと、信号つけてくれと。

ほいたらね、県警本部から二人、人がきて、中角にある分についてはちょっと場所変えるき、それでいっとき様子みらしてくれと。今、紅白になってますわね、中角は。だけど、それでも歩道へ渡る意思をもって立っておっても車停まらんよ。人間が優先のはずやけど、車は停まらん。あれ見よったら信号でやりよったらだいたい15台くらいだらだらだらだら行きゆうときがあるんですね。けんど上り下りがあるもんで。

それと、高齢者が困るのは、雨降りがある。雨降り等がある。国道を横断しての生活をしゆうもんじゃから、いよいよ困る。それで今度、子どもさんが元気な子どもさんができまして、そこへ買い物なんかにもそこを横断していく。一向に停まらん。県外から来たお客さんは高知県の車は停まらんゆうて言いよりますよ。

だから、そこへ担当の職員、皆さん立っててもろうて、身体能力を2分の1以下にしてもろうて、全ての身体能力を。それでそこへ立っててもろうて渡ってもらいたい。そういう疑似体験をしてもらいたい。ということをお聞きます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答えしていきます。

道路交通においては交通弱者と言われる高齢者、障がい者、子ども等に配慮するとともに、思いやりのある運転、その安全を確保することが求められております。

また、高齢者等の課題は今高齢者でない人たちにとっても未来の自分として捉えるべき課題と認識しております。

よって今現在、高齢者が安心して暮らせることができないということは、いずれ近い将来、高齢者になる自分自身にも降りかかってくる課題であります。

そういった意味でも、議員がおっしゃるとおり、疑似体験を身をもって知るという点で有効と思われま

疑似体験を行うかどうかは別と致しまして、ご要望の箇所の地域の方々のご意見等を伺い、その上で必要であれば、高知県公安員委員会等へ要望を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

公安委員会へ要望はいいけど、ほいたら、疑似体験はいつ頃これやるわけですか。予定は。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

疑似体験を行うかどうかは今現在、ここで明言はできませんが、地域の方々のご要望、ご意見をお聞きし、実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

現にそこに生活しゆう人が危ないき、何とかしてくれいうてくれということ言ってるんですよ。

そこで生活されゆう方からのお話なんで。これ、即ね行って、車が渡る暗がり、疑似体験、体、身体能力、2分の1に落としてやるというような熱意が欲しいですが、町長これどんなふうにお考えですか。これ前から言よいうがですよ。ほんで、県警の方は、一定これで様子見てくれ、今度なんかのときは中村署へ言うてくれゆうがは県警本部の話やきね。私の中島議員は面談してますき、当時。佐賀庁舎の3階で。それで今の位置になったがですよ。それでは危ない、車は停まらんいうがやき。特に歩道ができゆう。買い物には多分あそこをよけ使う。間違いない。だから安全をどう確保するか。これ立派な計画を作ってもろうちょうけんど。この中には子どもとかあるいは身体障がい者の方、構成員に入ってないんですね。名簿見たけど。だからそういう面から思うんですね、一回現場で立てってみてください。何台車が停まるか。そうすぐやって欲しい思いゆうがですがどうですか。今晚事故があるかもわからんですよこれ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

具体的に言いましたよね、中角という場所が出て。そこが危ないという。ちょっと私も少しあまり、今初めて聞いたことがありまして、よく情報を分析してないのでございますけれど。その辺をですね、もう少し細かく状況と、それからこれまでの経過とかを少し情報を仕入れた上でいろいろ判断させていただきたいと思えます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

これは25年当時の高知県の公安委員長の写真の高知新聞です。この人に電話したんです。得手が悪いもんじゃき繫がりがやき。それは現実。ほんで若い課長補佐と係長が出てきましたわ。いっとき様子を見さ

せてくれやったき、よっしゃにしちゅうけど、その後も依然としてあそこの道路事情は改善されない。だから、ここで発言しゆうわけです。

町長、いろんな資料私は持ってますので、いつでも、説明しますので、その時は時間とりますのでよろしくをお願いします。

それからですね、次行きます。

カッコ2番、町営診療所等における薬剤の投与を問います。

これいつになったらですね、住民が不利益を被らない状態にするがですか。一回薬屋行ったら1万円、私の計算では要りようがですよこれ。どうしますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野議員の2の2番、町営診療所等における薬剤の投与についてお答えをさせていただきます。

町内には、国保診療所として条例で明記された診療所が拳ノ川診療所、鈴出張診療所、伊与喜出張診療所、拳ノ川歯科診療所と佐賀診療所の5カ所あります。

拳ノ川診療所は昨年7月に院外処方へ変更したことに伴い、同診療所の患者さんが利用されることが多い、旧窪川町内にある4カ所の薬局を訪問して門前薬局や薬の配達などについて聞き取りを行いました。

その結果は、門前薬局の開設は患者さんの数が少なく、採算ベースに乗らないことからすべての薬局ができないとの回答でありました。また、薬の配達についても遠距離になることから厳しいとの回答を受けました。

このことを受けまして、近年国が進める映像設備を活用したオンライン服薬指導の導入を持ちかけたところ、1つの薬局が関心を示して頂きましたので、11月にその薬局と実証実験を行いました。

オンライン服薬指導とは、診療所と薬局間をオンライン回線で結び、映像により薬剤師が直接患者さんに対し服薬指導を行うものであります。

最初の段階と致しましては、拳ノ川診療所とその薬局との間で映像や音声の送受信が鮮明に行えるかどうかの確認を行いました。その結果、映像、音声ともに問題はありませんでしたので、今月20日に薬局と薬の受け取り方法や代金の支払い方法などの詳細を協議することにしております。その後、事務的な調整が整い、実際に患者さんに立ち会ってもらって問題なく行えるようであれば、本格運用に向けて進めていきたいと考えております。

いずれに致しましても、複数の選択肢の中から、患者さんが希望する薬剤の受け取り方法が選択できるような対策を講じることで、安心して薬剤の投与、提供が行えるようにして参りたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

これいつやるがですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

今月 20 日に、ひとつの業者さん、今現在実証実験をやっておりますが、そこでの協議を行います。

その中で、先ほど申しましたが、受け取り方法や代金の支払い方法をつめないきませんので、その調整が整ってからになります。めどとしましたら、担当課と致しましては、年度内には本格運営に向けて進めていきたいと考えておりますが、この 20 日の協議をもって今後の流れを決めたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

年度内ということやけど、今までに払ったお金を 1 万円使わないかんってありますき、患者は。うろろうしよったら人が逃げてしまいますよ。患者のみならず、移住移住いうたところで、こんな状態ではね、人がおれん。しゃっとやらな、しゃっと。住民の負担がなんぼかかったゆうて知らん顔や。ほんまに年度内にせないきませんよこれは。

次行きます。

3 番目の医療、介護、福祉の総合的な確保の促進に関し、在宅医療を推進するため、住民の声を拝聴しているか問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野議員の 2 の 3 番、住民の声を拝聴について答えさせていただきます。

黒潮町総合戦略の第 2 部、福祉基本計画の中で、在宅医療、介護体制の整備、拡充を明記しております。医療機関の療育病床数が介護施設の病床数へと減少する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、自宅においても十分な医療や介護サービスが受けられる環境の整備が課題となっています。

しかしながら、こうした在宅医療や介護サービスのニーズに対し、町内の医療機関では拳ノ川診療所の訪問診療や、佐賀診療所の訪問看護ステーションのサテライト機能は有るものの、現実には四万十市や四万十町の医療機関が運営する訪問看護ステーションなどを利用する方が多いのが現実であります。

町は各種事業を推進するためにさまざまな計画書を作成しますが、その計画書の作成過程において、専門家や住民の代表らで組織する委員会や検討会を立ち上げ、広く意見を募集する方法を取っております。

また、来年度の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の改正に伴い、地域課題を把握するための高齢者の生活に関するアンケート調査を実施中であります。このアンケート調査は、要介護 1 以上の方を除く 65 歳以上の方を対象にしており、町内では 4,000 人以上の方を調査対象にしております。

更に、若い方に対してもスマートフォンで行うことができる医療に関するアンケート調査を計画しているところです。これらはすべて住民の声を施策に反映させるためのものであります。

従いまして、今後もさまざまな手法や機会を通じて住民ニーズの把握に努め、その中で得られた意見等を施策に反映させたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

聴覚情報処理障害というこの前の新聞でちょっと見たんですけど、やっぱり私なんかもそうですよ、聞

き取りが悪い。この障がいかなと思うて私も考える。それは私のことじゃから障がいじゃ障がいじゃいうてもそれは誰にも迷惑かけるわけやないので言ったわけですが。そういう方もいらっしゃるし、目が不自由な方、足腰が不自由な方もあるので、基本的には、障害者基本法をよく勉強してもらうて取り組んでいただきたいと私は思います。

今までの疑似体験のところからずっと入ってくるわけですけど、やったやっというて自画自賛しても実際には住民は困りゆう声はいっぱい出てくる。それはやっぱりその疑似体験においても町民の声を聞き取りしてやっていただくようにすることが、より黒潮町福祉行政が向上するものと考えてるので、その点はよろしく務めてもらいたいと思います。

それから4番いきましてね、過疎、辺地等において公共交通が脆弱であるため、通院に要する費用が多額である。負担軽減の対策を問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、矢野議員の2の4番、通院に要する負担軽減についてお答えをさせていただきます。

町民の方が公共交通を使用した際、障害者手帳を所持している方や、運転免許証を返納された方などに對する運賃の割引制度はありますが、町内医療機関と地域を結ぶ通院に特化した助成制度は無いのが現状であります。

しかしながら、あったかふれあいセンターを利用されている方につきましては、通院や買い物支援と致しましてセンターの移動支援サービスを利用することができるようにしております。また、人工透析をされている方限定にはなりますが、町腎臓障害者通院費扶助要綱により1カ月当たり5,000円、年間6万円を上限に通院助成をしております。更に、佐賀地域の対岸町道を走る路線バスについては、佐賀診療所と拳ノ川診療所を新たにバス停に指定し、通院をされる患者さんの利便性の向上を図っております。

いずれに致しましても、現在行っている福祉基本計画、介護保険事業計画のアンケート調査において、医療機関へ通院するための移動手段に関する質問を設けておりますので、その分析結果を基に、今後の助成制度の導入の可否について検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

では次の町の振興について移ります。

1問目の鈴および熊野浦等の辺地対策事業計画策定と計画実施年度を問います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは、矢野昭三議員の鈴および熊野浦等の辺地対策事業計画策定と計画実施年度についてのご質問にお答えしたいと思います。

辺地とは、辺地に係る公共施設の総合整備のための措置等に関する法律において、交通条件および自然的、経済的、文化諸条件に恵まれず、他の地域と比較して住民の生活文化水準が著しく低い地域とされおり、現在当町では、馬荷地区と鈴地区、熊野浦地区が該当しております。

こうした地域間格差の是正を図ることを目的として策定された辺地総合整備計画に基づき、実施する公共的施設整備につきましては辺地対策事業債といった財政上の支援を受けることができることから、これらの地区において辺地対策事業債の活用が見込める事業の実施に合わせ、地区ごとの辺地総合整備計画を策定しており、現在は馬荷地区の計画を策定しているところでございます。

ご質問にありました、鈴、熊野浦地区の計画につきましては、令和6年度以降に辺地対策事業債の活用を見込める事業が予定されておりますので、それに合わせる形で策定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

そのどういう要領をもって策定しますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、以前、令和5年度から5年先の事業見通しとして各部局に紹介していました。

その中で紹介をした段階で、令和6年度より鈴漁港の水産基盤ストックマネジメント工事。た、佐賀地区の熊野浦沖ですけれども、投石魚礁設置工事。熊野浦残土処理場が予定事業としてあがっておりますので、整理する際に総合整備計画として定めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

ちょっとマスクやちよるとろれつがまわらんか知らん、私は聞き取りが悪いがですけれど。はっきり言うてもらいたいですね。

鈴、熊野浦からのお話をいただくときには、道のことをうんと言われるがですよ。道のことを。だから紹介をしたというけど、その紹介の仕方が問題があるんじゃないかなと。やり方、行政執行の在り方がどうなのかと。どういうやり方でその意見を吸い上げたのか。じゃあ、道路の話は何の話もなかったのか。どうですか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

一応今回、馬荷地区が計画変更があるといったことがございましたので、各部局にこの辺地債のことに對して説明をして、事業を充てれる有利な部分なので、それについてあげていただきたいという話をさせてもらってます。

現状、この中で出てきたものが、先ほど、ちょっと聞き取りにくいということでしたので再度言いますが、鈴漁港の水産基盤ストックマネジメント工事。また、佐賀地区の熊野浦沖でありますけれども、投石魚礁設置工事。熊野浦残土処理所。この3つがあがってきております。現時点で捉えてるのはこれで

すけれど、今言ってるのは、令和6年度からということですので、それまでの間にまた状況が変われば、またこれに追加したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

どういう説明の仕方をしたかで、答えが変わります。どういうやり方をしよるわけ。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

先ほども言いましたように、今回3つの辺地地区がありますので、その対象地域に対して必要な事業があればあげてくれということで、こちらからそれぞれの部局に問い合わせをしています。その結果をもって今回あげた状況でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

あのね、なんかそのへんが理解できないのは、あげてくれゆう意味はようわからんけど、いかに行政が住民に向かっておら偉いぞということを言ゆう、それに他ならんがですよ。室長。

そういうもんじゃなしに、そこへ行って、膝を交えて話をしましたか、どうですか。わかりますか、言ゆう意味。紙切れ一枚送って、どうですか言われても困る。

それと相手が、多分区長さんやと思うがですけど、どういう理解をしたのか、受け止め方をしたのか、確認してないでしょう。そのときのやり取りで。

私はずっとと言われて、声を聴きながらこの一般質問、道路のことを頻繁に言ゆうわけよ。それがなんでその室長に言われる。上がってこないのかなど。そこが不思議ながよ。何回も道路のことは言ってますよ、ここで。辺地についての目的は、室長言うたき私は言わん。あんたも理解しちゅうろうき。だけど地域の人がどれだけ理解しちゅうのか、行政が言ったことを。それねちょっとわからん。実際どういう形で説明したのか。もう一回。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

その地区への説明というのは企画調整室の方からは直接は行っておりません。ただ、それぞれの部局において、その辺地地区において、辺地計画にあたるかあたらないかは関係なく、やらなくてはならない事業があります。そのことに関してそれぞれの地区に要望を聞きながら事業は進められていると思っていますので、その詳細な内容に関しては、担当部局により確認をしながら進められているものと確認をしております。なので、鈴地区の状況、熊野浦地区の状況に関しては、建設部局、先ほど言いました、海洋森林課部局の方で声は聞いていると認識をしております。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答えします。

町道の新設改良事業につきましては、現在社会資本整備総合交付金事業により進めております。

財源につきましても、補助事業として、社会資本整備総合交付金事業と周辺整備事業、あと起債につきましても、辺地起債、過疎債、合併特例債により行っております。

議員おっしゃられるように、鈴地区の主要な町道につきましては、荷稻鈴線と、鈴すがる線、通称おさかな街道と呼ばれるものですが、その2路線となります。

そのうち荷稻鈴線は部分的に幅員が狭い箇所がありますが、そのほとんどは道路幅員が4メートルを超えています。鈴すがる線につきましても、最小幅員が5メートルとなっておりますので、現在では改良の計画しておりません。あと、熊野浦の主要な町道につきましては、熊野浦海岸線となりますが、この路線につきましても、改良がなされており、最小幅員についても4.1メートルとなっておりますので、本来なら、改良の優先順位は低いと考えております。

ただしですね、両地区、地域からの要望も踏まえ、現状、また木の成長も見られますので。また、落石も見られることから、あと津波避難の道路として、住家から避難施設である集会所や避難場所へ通じる道路でもあります。そのようなことから現在全体の計画をですね含め、検討をしたいと考えております。

事業の実施にあたっては、今後辺地計画と合わせまして社会資本整備総合交付金事業により計画をし、協議してまいりたいと考えておりますので、来年度、5年度におきまして、事業計画協議を行ってですね、令和6年度からの実施に向けた対応を現在考えているところです。

以上となります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

辺地はね、言うたら室長が。その他の地域から言うたら低な状態にある地域とされちゅうわけよ。法律上そういうことになっちゅう。だから財源的にも一番有利なわけ。辺地債については、他へ使えれんわけよ。そこしか使えれん。そういうところはそういう金を先使って、だんだん整備せないかん。それでも追いつかんところは、今いう何、交付金事業、それを入れる。やったらわかるけど。そこはね、行政の財政運営が私は理解できん。今までの室長と課長の答弁は。

辺地債はその地域が他の地域と比べて低な状態にあると。室長、言いゆうがわかるで。ひとつもよ、この中で横のつながりができてないわ。何考えゆうが。あそこの石へ何て書いちゃう。金がないなっつき合併せないかんって書いちゃうがですよ。こんなこと続けよったらまたもうひとつ石碑ができる。金がないなっつきまた合併せないかんゆうて。辺地債は、もっぺん言いますよ。辺地債は他の地域と比べて、生活水準、文化水準が著しい低い、低な状態にあると。それが法の目的やもの。それを引き上げるということが。よそ並みに引き上げるということが。だからその金を使ってガンガンやらないかんわけよ。だからそこへ説明ちゃんと入らないかん。勝手に計画やっただいかん。その上でやらなあ、ひとつも地域の振興がまとまっていかなと私は思う。

その上で建設課長が言う取り組みするがやったらそれはわかりますよ。過疎とかそういうものも通じてある。一番財源的に有利なのは辺地。次に過疎。それから交付金事業。そういうことがあがってくるんで。

辺地はよそへ使える金やないので。そこへ使わないかん。集中して。そういうことをやってもらわな困る。それほど裕福な町やないがやき、ここは。財政はもうちょっとしっかり組まないかん。

それとね、合併のときの約束やけど、成又熊野浦線、これね、辺地の計画やったがぜ。それが平成14年から20年で終わる予定やった。ところが、成又熊野浦線、上の方でもうちよっとなつてからほたくり。黒潮町になつてからほたくられた。これなぜですかね。未だに済まん。あそこはね、成又とか鈴の方が病院とか買い物に行くにあこ使うんですよ、よく。そして北向きやから斜面が。この前もここで質問しましたよ。凍結の恐れがある。あと10メートルくらいの間や。それをなぜやらんとほたくちよりますか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

成又熊野浦線につきましては、成又の集落から約800メートルを改良し、約200メートルを残して、現在の形となっております。

現在の形となって休止している理由としましては、現在谷部を埋めるために、大量の盛り土が必要であったことと、計画時の勾配が、計画勾配が14パーセント程度になっておりまして、急勾配な計画となっております。

それと後、改良後もですね、現道の勾配との差がないことと、測量設計成果の方が現在平成14年度のものとなっておりますので、現在の基準に合わせた設計の見直しが必要であることが主な理由であります。

残りの未改良区間につきましてはですね、現在他の町道の方の改良を優先させていただいておりますので、全ての路線の、直ちに改良とはいかずですね、総合的に判断して実施しているところでして。町道成又熊野浦線の改良を中止しているわけではなく、悪まで他を優先して整備しているという状況でありますので、そういうことで整理させていただいております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

へちごと言うたらいかん。なぜやらんかいうことを聞きゆうがやき。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

他を優先してやっている関係で、現在成又熊野浦線の方については待っていただいているという状況です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

合併協の約束事や、これは、他を優先するという発想がどっから出てくる。もつてのほかや。合併協の約束でこれ。これをもとにして合併の構成されちゅうわけよ。やりよつたがですよ、合併する前までずっとやりよつた。いきなりやめた。他を優先というのは、合併に勝る優先道いうがは何があるわけ。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

現在町道の方は路線数が501路線ありまして、延長は約247キロとなっております。今現在優先的に整備を行っております路線は、国道と集落を繋ぐ路線や、幅員が狭く狭隘な箇所が多い、線形の悪い路線。集落へ続く道が一つでありう回路のない路線、通学路となっている路線。防災上避難路として有効な路線などを優先的に整備しております。また、現在周辺整備事業として要望の上がってきた路線についても優先的に整備していくこととしています。

それらの理由から財政上全ての路線を直ちに改良とはいかずですね、優先順位や財政上有利となる事業などを総合的に判断して実施していておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

そりゃご理解できんがね。できんき言ゆうわけやけん。当時これを元にしてよ、合併協定ができたわけよ。佐賀の我々は我慢したということになるで。そういうことを言ゆうがよ。わかって言ゆうが。財源的にも辺地債やから、ここでしか使えん予算ながで。ここでしか使えん金を総合的にやりゆう言うやら、ほいたらよそへ使いゆういうことやに。会計検査に引っかかるよ、そんなこと言いよったら。ここしか使えん予算でって初めから言うちゆうやいか。これ室長がそうやって言ゆうやい。総務課長そういうことでえいがですか。へちへ使いゆういうてどんなことを言ゆう議会の場で。そこしか使えん金ながで、辺地債は。これ時間がないきまともに答えないかん。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の再質問に、私の方からお答えさせていただきます。

詳細は今建設課長が言うたとおりでございますけれど、辺地計画のものを他のところに使うと、当然できないわけです。

もう一つ補足して説明するというか、予算の組み方はですね、辺地債だけではなくて、交付金と合わせて使っていきます。そしてできるだけ、町のお金がいらぬような予算の使い方するわけでございますけれど、根本的にこの成又熊野浦の線、矢野議員のおっしゃるとおり、わずかなんですね。わずかのところ、区間になってますけれど。先ほど課長が説明したように、計画当初のですね、予定通りやると、勾配がかなり強い、きつい状況になります。そして、今、現在の、少し曲がった状況というのは、地域の、現在の地域のですね、生活にとって、そんなに大きな負担になっていないと判断します。もう一度これ、地域にヒアリングする必要があるかもしれませんけれど。そういう状況で先ほど言ったように、優先順位が遅くなっているというふうなことでございます。

あくまでも、設計の基準の見直しの説明もさせていただきましたけれど、現状からして、計画通りやるとあまりにも急勾配になってしまう。いうふうな事情がありまして、先ほど課長が説明したような事情でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

これ20年までの計画よね。合併の協定事項は。うそを言いういうことながぜ、初めから。合併何年に

やったかわかっちゃうかね、18年3月20日や。これ20年で終わる予定ながや。黙ってよ、黙ってほたくって、言わざったら、こちらが言わざったら黙ってほたくって知らん顔でおる。財源的にはどういうことかうたらよ。辺地は辺地しか使えんき。辺地が起債をうてる。おおむね100パーセント近くうてる。今年度の償還についても100パーセント近く償還金が(8割。との声)、8割、もっとよけやったぜ、私がおったときには。(8割です。との声) 交付税がもんでくる。ほんで町長は自分の得手のええことばあ言ゆうけんどね。町長は、1回目のもんやき、今たまたま松本やけど、黒潮町長には間違いない。なぜこういうことしたか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

なぜこういうことしたかと言いますと、先ほど説明したとおりでございますけれど。現場の勾配がですね、やはり、今の設計基準でいきますと少しきついと。そういうことは整備することで逆に安全性の面でもですね、疑問が残るといふ状況で判断しましたので。さらに今の状況の道が現住民にとってさほど大きな障害になってないというふうな判断もございまして、先ほど課長が説明したような経過になっております。

ただ、これはもう少し、地域の住民のですね、ほんとの状況というのをまだヒアリングする必要はあるかと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8番 (矢野昭三君)

起債充当率100パーセントで、交付税措置としては8割。これは町長も言うたとおりに。だけど、問題は地域が生活、文化水準は著しく低に置かれちゃう地域と位置付けされちゃうわけ。それは黒潮町、すでに承知をしちゃうわけよ。それが単に勾配がきついだなんだかんだいうことやない。20年から今まで、どういう調査、検討してきましたか。

議長 (小松孝年君)

建設課長。

建設課長 (河村孝宏君)

今後改良を行うにあたり、計画の見直しと、先ほど言いました勾配の関係なんかですけど、そういう理由がありまして、未改良の区間の計画縦断勾配がですね、現在の設計では14.25パーセントとなっております。道路構造令で定められている最大勾配を大きく上回っている点がありまして、新規に改良する上でそういう勾配の基準を上回っていることはちょっと容認できない点があります。

では、その勾配をですね、道路構造令で定める基準内に収めようとした場合、計画の見直しが必要となってきますが、現道より大きく迂回をするような形での道路の線形となってきます。

それにより現道より延長が長くなってですね、現在の道よりも時間短縮というか、時間が多くかかるようなことなんかもありまして、そこらへんを考えてですね、現在休止をしてるんですけど。

残りの未改良区間につきましても、そこらへん12パーセント以内で収めるような計画となるとですね、現在の道よりも長くなりますし、時間のかかるような道路となりますので、そこらへんを今現在検討しているところでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

20 年からなんで今まで放置したわけ。誰の説明もない。これ合併協定の大事なこと。なんで放置したわけ。今まで。

議長（小松孝年君）

矢野さん、合併協定のこと、それ質問ちょっと違うけん。その辺地の方に。

8 番（矢野昭三君）

合併協定の中で成又熊野浦線は辺地やき。辺地。辺地よね。辺地になりませと。これは 20 年までに終わります、で終わりますという約束ながやき。辺地債、辺地事業ながやき、成又熊野浦線は。辺地。

だからどういう計画、話のもとに辺地計画作りますかいう話よ。室長が答えよったやないですか。

そのときに、誰か知らんに聞いたら、各部署言うたかね、部署とかなんぞや言うところがある。部署とは何ぞやと。室長は部署言うたけんどね、私はその部署が何であるかわからない。だから部署は何ぞやと。

これは、通告は辺地やき。こやって書いちゃったろ。

成又、鈴および熊野浦線の辺地の対策事業計画策定と書いてある。実施。今までほたくっちょったら、そこも策定せないかんがやないが。何で通告と違ういうて言うわけ、議長は。今言よったやか議長は。通告と違うゆうて。

議長（小松孝年君）

合併協定の話がでちゃったけんね。

暫時休憩します。

休 憩 10 時 48 分

再 開 10 時 57 分

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは再質問にお答えします。

平成 20 年度から、以降につきましてなんですけど、平成 27 年度、その間の詳細はこちらで資料もっておりませんが、平成 27 年度の工事を最後に現在の線形となっております。

先ほども申しましたように以降の計画につきましては、勾配の方がきつい関係もありまして、道路構造令による勾配に収めるよう計画を見直した場合にですね、現道より大きく迂回させなければならず、多くの用地の方と多額の整備費用が必要となってきます。

また、現道より延長が長くなって時間短縮の方は行えないような状況にもなってきますので、そこらへんも踏まえて今後未改良区間につきましては、地域の声なども聞きながら計画の見直しを行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

地域の声を全体を聞かせていただくようなやり方してもらわな困るわけよ。27 年、9 年ごろ途中でやってきて、交付金事業使うてやっちゅうわけよそれは。だからなんで過疎を使わんかという疑問がそこにあるわけですよ。過疎やない辺地を。なんで使わんのか。そういうこと踏まえて財政計画はどうなのか、行政がどうあるべきか、いうことをきちっと地域の住民の方とお話をしながらやらないとわからないので。いろんなことを言う。そういうことを踏まえてきちっと今度計画には取り組んでいってもらいたいと思いますので、そこはね、ちゃんとやってください。次行きます。時間がないのでね。

カッコ 2 番の農業用廃プラスチック等の処理について歴史的な背景を問います。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (渡辺健心君)

それでは、矢野議員の農業用廃プラスチック処理の歴史的な背景についてのご質問にお答えします。

ナスやピーマン、キュウリなどの主産地であります高知県は、早くから園芸用ビニールハウスを中心とした施設園芸が盛んな地域です。使用済みの農業用ビニールは産業廃棄物であり、法律により、事業者である農業者が責任をもって処理する義務があります。しかしながら、農業者は一般的に零細であり、使用済みビニールの発生場所も分散していることから、農業者個々の努力のみでは適正処理を行うのは困難です。

そこで国は、行政機関及び農業団体が中心となって、回収・処理の仕組みをつくり、農業者への情報提供等、必要な処理を講じるものとする方針を示しています。

高知県におきましては、昭和 47 年、高知県農業用廃プラスチック処理公社を設立し、その後、市町村ごとに設置された農業用廃プラスチック処理対策推進協議会から委託され、県内全域の回収、再生処理を行うというシステムが構築されていきました。

公社が設立されたころの県内は、台風シーズンになると、放置されていた使用済みのビニールが河川や海に流出して漁業に被害を与えるという事件が相次ぎ、この問題が発端となって、公社の設立につながったと言われております。

黒潮町におきましても、昭和 51 年ごろ、旧町ごとに農業用廃プラスチック等処理対策推進協議会が作られ、平成 19 年度に合併して以降は、現在の黒潮町の協議会が、回収、再生処理の取り組みを引き継いでいます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

これはなぜ作ったかちょっと言ってくれましたかね。ちょっとよう聞きとらざったけど。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (渡辺健心君)

再質問にお答えします。

協議会はプラスチック等の完全な回収処理を推進することを目的として、農村環境の美化に資すること、これを目的として協議会を設置しております。

その中で回収処理計画を作ったり、回収処理の周知を行ったりとか、そういうことを通して取り組みを進めております。

最も重要な役割としては、回収処理の仕組みづくり、農家個々ではなく、組織として取り組む体制を整えること、これが目的となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

3 番のですね、農業用廃プラスチック等処理協議会補助金について財政支援を打切るかのような情報があるが事実か。又、支援を打ち切った場合 1 経営体の負担金はどの位になるか問います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

それでは、矢野議員の農業用廃プラスチック等処理協議会への財政支援についてのご質問にお答えします。

黒潮町農業用廃プラスチック等処理協議会が収集したビニール類は、回収、再生処理業務を県の廃プラスチック処理公社に委託しており、処理費用として、令和 3 年度の実績額で 409 万 8,276 円を町協議会から支出しています。

使用済みのビニール類は産業廃棄物であり、農業者自らが責任をもって適正に処理することが義務化されていますが、黒潮町では、処理費用の一部に充てるため、協議会に対し年間 86 万 7,000 円を補助金として交付しております。この財政支援は合併前の旧大方町、旧佐賀町の時代からそれぞれ続いており、合併後は、旧両町分を合算した 86 万 7,000 円を毎年定額で交付しております。町からの補助金を差し引いた額を、各農家が出したビニールの重量によって負担しています。

同じく JA から年間 85 万 2,000 円が定額で交付されておりましたが、JA 内部の見直しにより、令和 2 年度をもって廃止されております。町としましては、経過措置として、令和 3 年度及び 4 年度の 2 年間継続致しましたが、今年度をもって廃止する方向で考えており、以前より、町の廃プラスチック協議会や認定農業者の会において説明をさせていただいているところでございます。

なお、支援を廃止した場合の各農家の負担金については、1 キログラムあたり 8 円から 9 円程度の増額になると見込んでいます。ビニール類の排出量は施設園芸や露地野菜など農家によって幅広く一概には言えませんが、単純に平均しますと 1 経営体あたり年間 1,800 円ほどの増額になる計算でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

1 世帯あたり 1,800 円くらいになりそうかと、負担は。そういうようなことをお話しがございましたが、問題はこの公社作ったときには、美化の問題があったようでございますので、これからもその啓発については十分にさせていただきたいかと、こんなふうを考えております。

次行きます。

4 番目の防災についてですが、伊与木川の治水対策について、土木事務所は堰が原因で堆積した土砂の

取り除きについては、堰の管理者と調整するようお願いいたします。と回答がありましたが、いかにして課題解決に取り組むか問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、伊与木川の治水対策について、いかにして課題解決に取り組むかについて、お答えを致します。

伊与木川及び伊与木川の支流である県管理河川において、河川に堆積しております土砂の撤去について要望を行ったところですが、ご質問のとおり、堰が原因で堆積した土砂の取り除きについては、堰の管理者と調整するようお願いいたします。との回答をいただいております。

堰については農業用水を取水するための施設として河川内に設置しているものであるため、堰が原因となり堆積した土砂の撤去につきましては、今後堰の管理者であります水利組合の方々と協議し、土砂の撤去を行ってまいりたいと考えます。

具体的には、堰の上流への土砂の堆積については堰が原因であると考えますので、それらの土砂を撤去することにより治水対策として有効である場合は、緊急浚渫推進事業債を活用し撤去を行うよう計画してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

堰がありますとどうしても砂利がそこへ堆石しますので、前から言ってますように、河川改修をしないと基本的には解決には繋がらないということは皆さん先刻承知のとおりです。

この自動車道路が工事がありゆううちに、仁井田のように河川改修計画を入れてもろうて、県に堰の改修をしてもらうということが、寛容で、課題解決のためには1番であろうと私は考えますので、それについてはどうにお考えですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

堰の改修につきましても治水対策の一つとして有効であると考えておりますので、そのあたり県の方とも協議をさせていただきまして、また要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

県においては堰は、頭首工の管理者は黒潮町であるという考えが出来上がっていますのでね。黒潮町自体がどうするかという基本的な、主体性をもって基本的なものを提案していかないと、県は協議には応じないということになってきます。

だからね、そこをきちっと町の方じゃあどうしますということをですね、これから取り組んでいくのかいかなのか、いくとしたらいつごろか。質問答えてもらいたいと思います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

再質問にお答えしたいと思います。

堰の管理については、県の方も黒潮町であるということでは言われてまして、そのことについては承知しているところであります。

堰については、その河川改修のときにおいて堰の稼働化とか、あと堰の統合することが、治水対策のひとつとして有効であるということでは言われておりますので、そのことにつきましては、受益者の方々との協議も必要となってきますので、今後、そういったことについて協議してまいりたいと思いますが、いつやるかについて、明確なことは言えませんが、現在も話をしている団体もおりますので、そこらへん取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

今のうちに継続しないとね、たぶん末代できなくなると私は見込んでおりますので、国道56号が浸かって通れん、救急車が通れん、町道も浸かって通れん、ボートが出さないかん。こんな情けない恥ずかしい話はございませんので、よろしく取り組んでいただきたいと思います。

それから2番カッコの。

津波から人、財産を守る堤防について考えを問います。そこまででしたね。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ2、津波から人、財産を守る堤防について考えを問うのご質問にお答えします。

当町における、防波、防潮堤及び河川堤防に係る整備の方向性につきましては、レベル1の津波に対応でき、またレベル2における津波の浸水時間を、可能な限り遅らせる基本方針となっております。

そのなかで、佐賀地区におきましては、平成27年度以降、特に海岸施設に関する具体的な堤防整備の事業化に向けての方針を、高知県港湾海岸課また漁港漁場課と進めてきたところであります。

具体的には、現在の横浜町民館前の防潮堤の高さを基準としまして、地震時の津波高をレベル1津波高の佐賀地区の想定水位TP12.4mと設定し、さまざまな構造物整備に関するシミュレートを実施しております。

平成29年度当時の検討結果につきましては、想定される防潮堤の整備高は、地震時の広域地盤沈下、並びに液状化する沈下量1.8mを加算し、佐賀町民館前におきまして、12.4mでの整備が必要とされるため、現状の防潮堤よりプラス6.8mでの実施計画高となっております。

この結果、佐賀地区全体の堤防嵩上げ高の高さは平均でおよそ7m、現在堤防がない区間におきましては、およそ10mの高さの堤防が必要となる設計数値であります。

防潮堤整備時における課題としましては、まず、構造物の高さによる景観、また日照の悪化、日常生活での不便や、用地確保の問題、既存の建屋の取り壊し、また県道佐賀橋や土佐くろしお鉄道の橋梁（きょう

りょう)など、既存の構造物における高さの制約、さまざまな課題が考えられました。

また、もう一つの大きな課題としまして、伊与木川の河口部の問題があり、河川を遡上する津波を防ぐためには、大規模な可動式の水門が必要とされるため、台風時の水量に対する対応を考慮しますと、水門整備を含む防潮堤概算工事費におきまして、当時、最大で278億円を超える整備費用が算出されており、現実的には整備が困難であるとの判断に至っております。

しかしながら、地域の安全、また、大切な財産を守るため、先ほどの課題を少しでも整理しながら進んでいく事が重要であると認識しておりますので、特に、既存の海岸堤防整備につきましては、県内他の箇所におきまして、整備を進めております、ねばり強い構造指針に基づいた、防潮堤改修整備の取り組みを、国、また県に対して、引き続き積極的に働きかけてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

これは来る来る言われてもいつ来るかもわからんし、不安な気持ちでおいでるということは間違いないと思うんですね、皆さんが。そうかというて逃げ言われてもなかなか足腰が弱ってくると逃げれんなる。そういうことを踏まえてですね、住民の意見を一度お聞きするなどして、黒潮町としてどうするのかという決断をする必要が私あるように思いますので、ぜひ、住民との対話を、このことについてですよ、住民との対話をさせていただくことを求めますが、町にその考えはございますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

先ほど課長が説明しましたとおり、この構想に対する予算はじいてみますと、278憶。この事業をやったときに、津波L1であれば防げます。L2になれば防げない状況です。L2になって防げない状況になると、逃げる時間がどれほど稼げるというか、遅らせるか、2分なんですね。そうすると費用対効果の問題でさまざまな問題があります。

こういう実情の中で、当町としてはどういうふうな防災であるべきか。そのことは今進めております事前復興まちづくり計画含めて住民の方と話して、意見を十分に聞いてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

災害に関わってビーバイシーの話がされても私は困ると思う。東の例見てもね、税金を所得税2.1パーセントふっかけて負担さしゅう。そういうこともございますので、人の命に関わることは、あまりお金のこと言われても困りますので、そのへんのご配慮をお願いして質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、11時30分まで休憩します。

休 憩 11時 19分

再 開 11時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

11 番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づいて、今回は2問について質問を致します。

最初、1番ですが、町営住宅についてです。

コロナ禍で、経済的な打撃が続く中、急激な物価の高騰等に加え、電気料金まで大幅な値上げが発表されています。住民の暮らしはますます大変になっております。

カッコ1ですが、自宅がある人はいいんですが、借家やアパート住まいの方にとって、家賃の負担は生活費に大きくくい込んでいきますが、町営住宅の入居がかなえられますと、大変助かります。現在、新たな入居希望者が受入れる余裕はありますか。あるとしたら、どのような状況でしょうか。

例えば、2カ所空いてるが今工事中なので、1ヶ月後には募集をかけるとか、いろんな状況があると思うんですが、現状を伺います。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

それでは、宮地議員の町営住宅の入居希望の受け入れ状況についてお答えします。

現在、入居者を募集している町営住宅は、佐賀地区の住宅でございまして、6団地、7戸となっています。

なお、大方地区の住宅の募集は行っておりません。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

佐賀地区に6団地7戸、空いてるということなんですが、これはどのように募集をかけるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

再質問にお答え致します。

まず住宅から退去をされましたら、その都度検査をし、整備をし、募集をかけるようになります。募集におきましては、ホームページ、そして広報、そして放送、それによって募集はかけてまいります。今回の7戸、6団地7戸におきましては、募集を一度かけておりますけれども、入居の希望がなかったということで、随時募集をしているような状況でございます。これについてもホームページ等でお知らせはしているところです。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

募集（応募？）がなかったという現状をお聞きしました。ちょっと驚きましたけど、その理由を聞いてもいろいろですので、ぜひこれからもですね、すいません、どっか空いてないだろうかという事は聞

くんですけど大方では無しと、佐賀で7戸あるということですので、また募集を続けていただきたいと思
います。

カッコ2番にいきます。

現在、町営住宅は建て替えを行っております。どこの住宅の建て替えで、完成はいつごろの予定ですか。
建て替えですから、現在住んでいる人が優先ですが、例えば20戸の新しい住宅に対して、18件しか入居
者がいない場合は、2戸の住宅に空きが出るわけですけども、今建設中、または建設予定の町営住宅で、
できあがれば一般公募はあるでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

町営住宅の建て替えについてのご質問にお答えします。

現在、建て替えを行っている町営住宅は、横浜改良住宅の4戸で、令和5年2月末完成予定でございま
す。今年度はすでに完成している浜松改良住宅の5戸とあわせ、9戸を建設しております。どちらも、既
存住宅に入居されている方々が、建て替え後に入居されますので、完成後に一般公募することはございま
せん。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

一般公募はないということでしたので、今現在あるのは改良住宅とか、庁舎の横の桜団地ですかね。あ
そこは一般公募があったんじゃないかなと思ったんですが、そういうふうにも今後も一般公募っていうのは、
なかなか出てこないんでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

再質問にお答え致します。

今後、今年度から、令和18年度までの15年間、住宅の建て替えは、改良住宅の建て替えを順次進めて
まいります。よって、改良住宅は入居されている方がございますので、一般公募というのは、今の段階で
は考えておりません。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

15年間は、今のところ一般公募は無しという答弁でした。ではそういう方向でいっているようですから
カッコ3番にいきます。

佐賀の横浜団地は、今改良住宅ですね、今建て替えをしておるようですが、現在建っているその場所に
建てることになっております。住民の方から高い費用をかけての建て替えなのに、どうして津波の来る場
所にまた建てるんですかと、そういう声が寄せられておりますが、その点についての町の考えをお聞きし
ます。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

それでは、町営住宅の建て替え場所についてお答え致します。

建て替えとなる改良住宅は、耐震性が確保できないコンクリートブロックづくりで建設されていますので、地震が来たときに倒壊する可能性があります。住宅が倒壊すれば、屋内に閉じ込められ、避難することができなくなることも考えられます。

また、町内に改良住宅を建て替える規模の高台の住宅地は無いのが現状でございます、まだかなりの時間がかかるものと認識しております。

よって、現地での建て替えを行い、地震が起きても耐震性のある住宅で命を守っていただき、その後はこれまで地域行政等で取り組んでおります、避難場所への避難をしていただきたいと思いますと考えております。

犠牲者ゼロを目指す当町において、今後においても改良住宅の建設を計画的に進めてまいります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

場所がないということはもちろん分かります。それから耐震性を優先するということですね。それも分かりますが、その点は建て替えるときに充分住民の方に説明して納得の上、建て替える場所の人はもちろん納得ですが、納得したと思うんですが、その辺で何か異議があるとか疑問があるとか、そういうふうなことはなくて皆さん本当に心から納得してといたしますか、そういうことで今の場所に建て替えなつたんでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

再質問にお答え致します。

議員が今質問されたように、万行地区、浜松改良住宅、横浜改良住宅の地元説明会、入居者の説明会において、入居者の方から今議員が言われたようなご質問はございました。高台の方に建て替えることができないかと、というようなご質問もございました。ただ、今答弁にも申しましたように、今から高台を造成をし、建設をしていくということにおいては、かなり時間がかかる。実際自分の方も、説明会に出させていただき、お断りもさしてもらったんですけども、新想定が出てからやはり最初に進めていったのが、ここ新庁舎の建設、そして各地区での避難場所、避難道の整備、そこに重点を置き事業進めていた経過がございます。横浜改良住宅が建設をされて今年度で50年になります。浜松改良住宅は49年、実際耐用年数が45年ですので、もうその計画を先に、もうすでにやっておかなければいけないと、というようなところでしたけれども、そのような事情の中で、今の今年度からの建設になっていると。説明会の中でもそこら辺を、優先順位的なところを申し上げても失礼な話かもしれませんが、説明をさせていただき、ご理解をいただいたものと認識しております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

場所が無いわけですからね、今課長が言われたように、その場所を作るには時間が無いってことはね、本当、納得がいきます。ただ住民の方が単純に考えたのは、津波が来るってあれほど言われてるのにね、新たに建てるのについていうところではなかなか納得がいかないっていう人が声が挙がってありました

ので、お聞きしましたが、説明は十分にされたということですので。できれば本当はね新たに建てるのに、津波にも心配ないところが一番よかったんですが、1人の犠牲者も出さないという点では、耐震が優先したということ、いうふうに住民の方にはお話ししてよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

再質問にお答え致します。

今、議員が言っていたように、やはり耐震が今の住宅はできていないと、補強工事も期待できないというような結果も出ておりますので、そういうところもご説明の上、新しい住宅を建てさせていただき、耐震性のある住宅の中で生活をしていただき、万が一そういう地震等があったときには、そこで身を守っていただくというところでお願いしております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

確かにね、耐震がきちっとなっていないと津波で逃げるといってもね家につぶされちゃいますと、家がつぶれてきますと逃げられませんので、苦渋の選択かとは思いますが。

それでは次の4番にいきます。

全国では、コロナ対策の協力金等を受けた、公営住宅入居者が協力金を収入算定されて、家賃が値上げになっていると、そういう例があります。黒潮町はどのような扱いになっているのでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子伸君）

それでは、コロナ禍の協力金による公営住宅の家賃算定についてお答え致します。

公営住宅の家賃は、前年度の所得によって変動し、入居者の方が受け取ったコロナ対策の協力金等が課税対象であれば、所得に算定され、非課税対象であれば所得に算定されません。例えば、事業者が受け取る持続化給付金等は課税対象となっており、所得に算定されますが、個人が受け取る特別定額給付金や、臨時特別給付金等は非課税となっており、所得税に加算されず、家賃の値上げには繋がっておりません。

町はどのような扱いをしているかについては、入居者がどのような給付金を受け取ったか、確認できていません。また、家賃の上昇と給付金受け取りの関係性は把握できていないのが現状でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

では家賃査定の中に入ってるということですよね。そうですね。国会議員がですね質問主意書を出して、政府の方で答弁があるんですけど、答弁書はですね、給付金協力金などが収入に算定され、公営住宅の家賃の額が前年度の家賃の額を上回ることはあり得る、それは今課長が答弁してくれたことです。と認め、協力金などを家賃算定の対象外となる一時的収入とすることは、公営住宅の事業主体の判断で可能だというふうに答えてるんです。ですから一次的収入とすることはできるというふうな答弁だと思うんですが、こういうことについて執行部の方で話し合いをしてですね、できるだけ家賃収入が大変ですので、前年度の収入で家賃が決めますから、こういうことは、話し合いの中に無かったんでしょうか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

実際そこら辺の横の連携ができておりません。家賃が上がった方も中にはおられますけれども、それがこういう給付金をいただいて家賃が上がったのか、その確認ができておりませんので、今後、来年度の家賃算定におきましては、そこら辺も確認をしながら算定をして参ります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

コロナ禍の政府からの給付金と申しますかそういうものはですね、生活が大変だから増えてるわけですよ。お分かりだと思いますけど、それで本当の生活の足しになってそれでも足りないのが現状ですよ、住民にとったら。それで特に家賃を払ってる人は大変なんですけども、だからこういう政府が、町ですよ、主体ですよ判断ができますよっていうことを言ってくれてますので、今課長が来年度はそういうことを考慮した上でやるということでしたので、ぜひですね、今答弁がありましたから、来年度家賃収入には、この辺は事務的にはややこしい面があるかとは思いますが、ぜひ住民の立場に立って、その辺を考慮しやっていたきたいと思うんですが。再度確認ですが絶対来年度お願いできますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

検討してまいります。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

検討するということは、絶対ということはないということよね。いろいろありますから、検討してやっばりやらなかったってということもありますから、今の答弁は、町長じゃないと分からないんですかね、どうなんですか。

町長どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問に私の方からお答えさせていただきます。

まちづくり課長が申した通りに、私の方でも検討でございますけれども、一時的収入を町首長の判断で税金との関係もありますので、その辺のことをよく調べた上で、住民福祉に適するように検討したいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

玉虫色の答弁と思わないで、町長を信頼してですね、やっぱり住民の立場に立ってくださるとと思いますのでぜひそれを積極的、前向きということで、検討をしていただきたいと思います。1番についての質問を終わりたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地葉子君の一般質問の途中でありますけれども、この際13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 50分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮地葉子さんの一般質問を続けます。

宮地葉子君。

11番（宮地葉子君）

それでは午前中に続きまして、2問目に入りたいと思います。

同和問題についてです。今年6月議会でも、同和問題についてとして質問をしています。部落差別のない社会の実現は誰でも願うことです。そのために、黒潮町行政が、今もやっっていることについて、これでもいいのかなあ、いいと思ってやっっていることが実は差別を温存させてるんじゃないのかなあ、逆に差別の解消を阻害してるんじゃないかなあ、更に新たな差別を生むものになっているんじゃないかなあ、そんな質問を繰り返してきたと思います。

また、人権教育では、人権イコール差別、差別イコール部落問題、こんな教育になっていないか。人として、生まれながらにして、誰もが持っている生きる権利、そんな憲法に基づいた人権の本来の教育がされているのか。未来へ羽ばたく子どもたちのことはすごく気になって質問をしてきました。今回はここまで踏み込みませんが、通告書5番まで番号を入れてますが、通告書の最初の一行に、今年6月議会の質問、同和問題についての答弁に基づき何うと入れてあります。ここに私の質問の趣旨は込められているのですが、それだけでは執行部は分かりづらいので、その趣旨を問うていくための入口として、5番まで具体的な質問を書いております。町長も同和問題では関わりを持ってこられて、知識もお持ちですし、6月議会の答弁でも、派生してさまざまな内容の答弁をしてくれていますので、それらを一つ一つ細かく、ここに通告はしておりませんが、6月議会の答弁内容に基づいた質問になりますので、その点をお含み願います。

カッコ1に入ります。最初は、部落差別の解消の推進に関する法律に基づいた質問です。以後、この法律を推進法と略して言います。この点は、何度も同じことを尋ねていますが、読めば分かる内容です。法律の第4条に、国と地方の責務を定めており、地方公共団体の責務は相談条件の充実と、教育および啓発とあります。6条には、国は部落差別の実態調査を行うとあります。この法律には、どこを読んでも地方公共団体が調査をすることは想定されていないし、やってもよいという内容にはなっていません。それでも調査はやりますか、最初に用意した答弁があると思いますので答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、宮地議員の2の1番、実態調査についてお答えを致します。

本件につきましては、本年6月議会においても議員から質問されており、それに対する答弁と致しまして、実態調査をするしないにしても、事前にその内容や手法を十分検討し、調査を行うことで新たな差別を生むことが無いように留意しつつ、調査で得られた内容が、今後本町が進める人権同和行政の貴重な基礎資料となり、真に部落差別解消に資するものでなければいけないと申し上げました。この方針は現在も変わってはおられません。

2002年の法の失効により事業を行う対象地区の線引きはなくなったかもしれませんが、残念ながら部落差別問題が完全に無くなつていったかといえそうとは言いがたい現実があり、真の部落差別問題解消には至っていないのが現実ではないかと思えます。従いまして、国もこの事実を認め、2016年平成28年に部落差別解消推進法を制定するに至ったと理解しております。仮に本町が実態調査を行うのであれば、法の失効に関係なく黒潮町人権尊重のまちづくり条例第6条に、施策の策定や効果的推進のため、必要に応じ実態調査を行うものとする明記されておりますので、この条例に基づき行うこととなります。その中で、事前に調査内容や方法等について、専門家などの意見を聞いた上で、実施の可否を判断することとなります。従いまして、部落差別解消推進法の附帯決議にもある通り、調査を行うことで新たな差別を生むことがないように留意しつつ、調査の実施のいかんにかかわらず、真に部落差別問題解消に資するかどうかを判断して、実施の可否を決定したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

6月議会のね答弁が変わるとはもちろん、変わることもないでしょうし、そういう答弁が返ってくるとは予想はしておりました。カッコ1、2、3の質問は、今まで何度も質問した内容です。その都度答弁では、今も課長がありましたように、法は法で認める。法っていうのは推進法ですね、認めると。国が主語であることはその通りだと認めています。しかし言葉では認めると言いながら、今答弁があったように、私には法は横に置いて、いろんな理由がついての答弁が返ってくると思います。これまでの答弁では先ほどの答弁でもありましたが、実態調査をするにしても、内容や手法を検討するとか、町長は政策を決めるために必要だとも言うております。町の人権まちづくり条例を出して先ほど課長も言われましたけど、人権まちづくり条例を出して調査が必要と。推進法の上に、町の条例を持ってきた答弁もありました。または推進法の附帯決議にある、新たな差別を生むことがないようにと、真に部落差別の解消に資するものという、この2点を守れば、実態調査をやってもいいかのような、私にしたら矛盾をした答弁がありました。なぜ実態調査をしたがるのか理解に苦しみますが、もう少しまともな答弁があつていいのじゃないでしょうか。なぜ、この推進法が、実態調査は国を主語として、国が行うと明記して、地方公共団体は調査をすることを前提としていないのでしょうか。この法律にはどこを読んでも、地方公共団体が調査をすることは想定されておりませんし、やってもよいという内容にはなっておりません。その理由はシンプルに言いますと、地方公共団体が実態調査をやつてはいけないからです。その理由を具体的に述べていきますので、カッコ2に入ります。

地方が実態調査をなぜやつてはいけないのか、これも答えはシンプルです。特別措置法が終了してるからです。特別措置法が終了すると、調査対象となる特別な地域もないし、該当する人もいないからです。そして大事なことは、この調査をすると、新たな差別を生むことになるからです。

特別措置法が終了した今は、調査対象とする地域や人はいない。このことは認めておりますか、認めていないとしたら法の終了を認めないこととなりますが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、宮地議員の2の2番、特別措置法終了の認知についてお答えさせていただきます。

昭和44年に制定された、同和対策事業特別措置法を皮切りに、地域改善対策事業特別措置法や地対財特法などの法律が施行されてまいりましたけれども、どれも時限立法でありますので、平成14年度末、2002年度末をもってすべて終了しております。

議員のご質問の法の失効により、調査対象にする地域や人が無くなったことを認めるかどうかにつきましては、法が失効したことは歴史の事実であります。従いまして、国の予算を投入して行う事業に、地域や人の線引きはなくなったと理解しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

町は以前からですね、特別措置法の終了は認めています。当然のことです。同和行政が一般行政に移ったことも認めています。法が終了するっていうことはそういうことですので、これも当たり前のことです。一般行政への移行を認めるということは、地域や当該者は特定できないということ、これも黒潮町は今までずっと認めてきました。そのことを踏まえましてカッコ3に入ります。

特別措置法の終了を認めるとしたら、地域や人を特定した実態調査をすることは、人権侵害になるのではないのでしょうか。国が推進法で実態調査を国が行う地方公共団体が実態調査をしてはいけないとした理由は、この点にあると以前から言ってきたのですが、実態調査は人権侵害になると思いますが、どうですか。シンプルな答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、宮地議員の2の3番、実態調査は人権侵害についてお答えを致します。

前段の答弁でも申しましたが、法が失効したことは歴史の事実であります。法の終了を認めるか否かにつきましては、2002年平成14年度末をもってすべて終了したということであります。しかしながら、依然として部落差別問題が完全に解消されたとは言いがたい現実が残っていることを踏まえ、2016年、平成28年に部落差別解消推進法が施行されたと理解しております。町の方針は、調査をすることで新たな差別を生むことがないよう、十分留意しつつ、真に部落差別解消に資するかどうかを判断して決定します。従いまして、現時点においては地域や人を特定した調査を行うかどうかの決定はしておりません。しかしながら、被差別の立場にあった方々の声を施策にどのように反映させるかについては、まだ結論が出ておりませんので、今後の検討課題だと認識しております。

最も重要なのは、調査そのものが真に部落差別問題解消に資するかどうかであります。事前に、専門家などの意見を参考に、十分検討した上で、実施の可否を決定したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

実施するかどうかを、専門家などに聞いて検討するって言われましたかね、ちょっとそれでしたら今までのニュアンスと違ってきますよね、それでよろしいですか、確認ですけど。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

決定は役場が致しますけれども、その決定する判断する過程において、専門家などの意見も伺いたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

町長にお尋ねします。

6月議会で対象とする地域や当該者を決めるのには、専門家や地域の団体の意見も聞きながらというような答弁をしています。今の課長の答弁ですと、調査をするかどうかを専門家の意見も参考にするというふうに少しニュアンスが変わってきておりますけど、町長の6月答弁では専門家とそれから関係団体としては民間団体である解放同盟だとも答弁をしております。その辺の違いはどういうふうになっているか分かりませんが、今の課長の答弁と少し違いますけど。どんな専門家であっても、どんな民間団体であっても、法的に証明した地域や人を特定することはどうやって特定するでしょうね。課長の答弁ですと、地域や人を特定する調査じゃないと言われましたので、この推進法で言ってる実態調査とは違う内容の調査をするというふうに、ニュアンスが変わってきてるのかもしれませんが、そちらの答弁が。私は、推進法に変えているようなそういう実態調査をやったら人権侵害になりますよというので、6月議会の答弁に基づいて、ちょっと質問していきますけど、こういうことしちゃ困りますという答弁、質問していきますけど。

それではですね、町長が6月議会でに答弁してくれました地域や人はどうやって決めますかって言ったら専門家や民間団体の声も聞くと、考えも聞くと言われたのは、これはもうなくなるということですかね、少し様子が違ってありますが、ちょっとお聞きしますそこ。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では宮地議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず実態調査というものに対しての、宮地議員のイメージはもう地区を決めてやらなければ実態調査じゃないと思われてるんじゃないかと思うんですけど、国の法律にあるように国によって意識調査、意識実態調査なんですね。実態調査というのは、必ずしも地区を、被差別地区、そうじゃない地区、分けてやるのだけが実態調査じゃないと私どもは認識しております。町全体の意識調査も意識の実態調査になりますので、その案を今課長が申した段階で、考えて検討してるというふうな意味でございます。

そして、今一番の大きな課題はですね、一つの人権に関する部落差別問題という大きな課題に対して、アプローチする調査になるわけでございますけれど、その差別に苦しんでる当事者の意見をいかに吸い上

げるか、これはさまざまな人権課題について同じことなんですけれど、それを差別に対して苦しんでおられる方、その方の声をいかに政策に反映するか、そういう意見が吸い上げより調査をする、これが大きな課題でございまして、そこは引き続き、実際する段階になればですね、しっかりとした専門家の意見を聞きながら、実施を考えていくということでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

少し町長、矛盾してますよね。私は矛盾してないとしたら地区や人を決めてやるのではないと。でも、差別に苦しんでいる人の声をいかに吸い上げるかということは、差別をされてる人を特定するわけですね、全市民に聞くわけですか、この実態調査っていうのはどうなんですか。私は場所を特定したり人を特定したりするのは、法にも書かれてないし、人権侵害になるんじゃないですかって聞いてるんですが、ここが少しニュアンス違ってますがどうですかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

引き続き、宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

特措法がある時点であれば、確かにはっきりした区域に線引きされてますので行政上として、被差別の立場にある人の意見は、調査しやすい、ところが無くなったということですよね。そういう中で、いかに、けど現実に差別に苦しんでる方おいでるわけでございますから、その中で、いかに当事者の意見を吸い上げるか、これはさまざまなやり方があるかと思えます。もちろん町民全体に、投げかける調査の中でもですね調査表の作り方によって、やり方があるかと思えます。そういうことも実際調査する段階になってしっかりと検討して、もちろん調査を将来する段階でもさまざまな資料は研究はしていきますけれど、そういうことをしっかりやっていって、実際するときには、推進法に書かれているようにですね、差別に拡大しないような調査、宮地議員と私どもが言ってるのは、差別の再生産にならないような調査をしなければいけないというような意見が一致してるわけでございますから、そういうところでしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私はね、町長と一致してる場所は、新たな差別を生んじやいけないっていうところは一致してるんですけど、調査については一致してないんですよ。当該者を決めなければ調査をしてもいいとは言っていないんです。今も町長言われましたけど、当事者の意見を聞くと言われましたよね。で当事者っていうふうにそういうふうに、当該者を決めていくこと自体が人権侵害になるので、こういう実態調査をしちゃいけないんじゃないですかっていうところが、私がずっと言ってることなんです。

それで前進めますけど、町長は、6月議会のときに、町民全体の住民意識、今少しはちょっと言われました言葉は違いますが、町民全体の住民意識、本当に変わっているのかどうか。どうなのか、まず調査

が必要であるかもしれないと思っていると、そういう答弁をしました。大体今言われてるような、差別されてる人も当事者の意見を聞かなきゃならないというようなこういうことだと思うんですが。

私はですね、住民が心でどう考えようが、どう思っていようが、差別意識があるうがなかろうが、個人の内心に踏み込まなければそれは分かりませんよね。差別意識を持ってるか持っていないかは、基本的に住民が何を考えようが、物事をどう思うかは自由です。行政は部落問題だけではなく、住民が心で何を思っている、人の心にまで入り込むことはできません。町の方針に反対の人はいますし、違う考えを持つことは当たり前です。多様な生き方があって、いろんな形で生活しておりますので、それは当たり前ですが、憲法には内心の自由が保障されております。

ですから、どんな意識を持ってるかは調べるって言われますけど、そういうふうに出るに当該者を決めたりすると、人権侵害に当たる実態調査をやってもいいと、そういう理由にならないと私はずっと言ってるわけです。それで、話を進めていきますけど、その点も答弁欲しいですけど、政策のために必要だというような、先ほど課長答弁言われましたけど、政策のためっていうのは、6月議会では町長が言っております。こういう意識調査なりそういうことを、これから行っていくんですかね、同和行政かどうか知りませんが政策のために必要だと。それが必要でした、政策のために調査が必要だったらですね町長、県下ではとっくにもう時代に沿って中止しております泊まり合い事業とかですね、それから解放子ども会とかですね、フィールドワークとかそんなものについて、住民の意見を聞いてみるのも、政策反映できるんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

引き続き、宮地議員のご質問に答えていきたいと思えます。

いろんな問題がちょっと混ざってきました、質問に混ざってきたような気がするんですけど。児童会についてはまた別途、児童福祉法の今出てきたので、そこはまた別にそれは答えさせていただくということになるかと思えますけれど。

まずですね、部落差別問題というものが実態なんなんだとかいうことを定義ですよ、これが歴史の法律的に国のレベルで定義されたのは、私が認識してる限りでは同和对策審議会答申ですよ。1965年の。その4年後に特措法ができる33年、やられてきたわけでございますけれど。それと私、同和对策審議会いわゆる同和对申という中で、部落差別とはどういうものかということがはっきり定義されてます。憲法14条で保障されている市民的権利と自由が同和地区にとっては、対しては完全保障されてないと。市民的権利というのは何かというと、職業選択の自由、そして教育の機会均等の自由、そして居住移転の自由、そして結婚の自由。その1965年の答申の対応ですけど、それが完全に保障されてないというのが、部落差別問題、いわゆる同和问题ということ定義してるのは、同和对審答申以外に私は存じておりません。

その後、33年の特措法の中でさまざまな努力がされて、確かにその中に定義されてることは、私は良い方に変わってきたと思っております。

ただ法がなくなって20年経って今おるわけでございますけれど、まだまだ部落差別が残っており、という現実の基に推進法ができたわけですよ、2016年に。そういう状況の中で、やはり差別に苦しんでる方、今だおいで。そういうときに、やはり元々は憲法14条に沿う町の施策、地方自治の施策として、しっかりと取り組まなければいけない。そのために、町はその前に同和对策特措法は、少し長くなりますけれど、なくなる6年前に1996年に、なくなった後のことを具申する、地対協意見具申というのがございま

した。そのときに変わってるのがあり、これから自治体の主体性が非常に大切であると、特措法がなくなったからといって部落差別が無くならないのは当然であるということがいわれています。それに基づいて、町は町の条例として、人権尊重まちづくり条例を作ってきたわけですね。その第6条が実態調査に触れる部分でございますので、その流れに沿って町は進めておる。ただ、繰り返しますけど、実態調査というのが必ず地区をはっきり明確にしてやるものだけが実態調査ではないというのが先ほどから申し上げるところでございます。

ちょっと長くなりましたけど以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

部落差別の定義は、同対審にあったって言われましたね。特措法とは違うんですね。そういうときにありました。でも今回出された推進法ですね。それにはもう部落差別の定義はないんですよ。何でかって言ったら、もう町長お分かりだと思いますけど、もうそういう法は終わってるわけです。部落差別の定義ができなくなってるわけですよ。載ってないですよ。今回推進法にはね。だから終了して、何でいうたらもう部落差別が完全になくなったって言ってんじゃないですよ、そういう定義はもうつけられなくなって、終わって一般行政に移ってるわけですから。ねえ、ご存知ですよ。だからそこが一つと、それから実態調査は必ず、地域を決めるとは限らないと、決めてやるものではないというふうな、必ずそうなんかどうか分からないというような私は答弁にとったんですけど。もう一般行政に移ったわけですから、地域はないわけですよ。ないのにそれを決めてやったら人権侵害になるしおかしなことになるんじゃないか、新たな差別を生むことになりますよって言ってるんですが。この2点がちょっと私と食い違ってると思うんですけどどう思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

確かにかっちりとは組み合っではないですね、ただここで宮地議員が言うことに対して明確な答えというのはですね、まだ出すに至ってない。というのはですね、やはり宮地議員はこう地域の被差別側にある立場の方の苦しみ等、拾い上げていくとか提案は全くないわけでございますけれど、一方ではやはり声としてですよ住民の、差別されてる側の声をしっかり聞いた上で、政策を立てなければいけないという声も私どもは聞いてます。そういうところで大きな課題として持っておるので、差別に苦しんでる方の声を聞く方法についてはですね、まだまだこれからしっかりと研究していきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

以前の大西町長のときですね、実態調査は国が主語で国がやるもんだから、そういう法律があるから町としてはやらないと、そういうシンプルで分かりやすい答弁が返ってきております。

大西町長のときと答弁が完全には変わってませんが実態調査やるかどうかかわかんない検討をするというような今答弁ですので、やらないというふうな答弁は返ってきてないですよ。大西町長のときと、私は答弁が変わってきてると思うんですが、その変わったのは現状に何か大きな問題の事象があったとか、

調査が必要な何かがあったがですか。町長はずっと、部落差別で苦しんでる人がおるとそういう声もあるからそれ聞かなきゃなんない、だから必要なんだってずうっと言われてますけど、そういう何か調査をしなきゃならないような事象ですよ、例えば今町長が言われました就職差別だとか、結婚差別だとか、人権侵害があったとか、そのようなことがそれなりに出てきたのか、そういう事象が出てきたのであれば、あったらですねちょっと教えてください。そしてそういう事象があれば、法を超えて調査をやってもいいという根拠にならないと思うんです。その法を超えるというのは、先ほどから言いますように、これはやらないんだったらいいんですけど、地域を決めて当該者を決めるような調査をやってははいけませんので、それ根拠になるんだったらその根拠も教えて欲しいんですけど、一つは最初から先に言いましたように、何か新たな事象が出てきてるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の質問に続けてお答えさせていただきたいと思います。

私はですね、法を超えていってるつもりはないんですよ。実態調査については6条で、国の責務であるということを書かれておりますけれど。私が言ってる人権尊重のまちづくり条例に基づく第6条、これは憲法14条が地方自治法とかの中で地方の主体性を持った施策の流れの中でやっていくというふうに申し上げるところでございます。

それから、事象があったかないかということでございますけれど、以前の調査をしてからしばらく、調査がないとですね時代の移り変わりによって人の心の変化が、実態の変化が問われない。だから、人権尊重まちづくり条例の中で基本的人権施策推進基本計画とかの中では基本的に5年に一度は実態調査するべきだろうというふうに、町として主体性を持って決めてきましたので、その方針でやっていくというのを申し上げるところでございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

新たな事象、はっきりしたような事象がないということですよ。出てきてないということですよ。県ですね、人権委員会の調査結果っていうのを県が出しております。高知県が令和3年に出した高知県の人権についてという資料ですけども。この資料に、同和問題に関する差別事件の受け付け件数というのがありますが、令和2年度は、発言が1件、落書きが1件、ネットが1件と、そういうのが出ております。平成30年度からですね、令和2年度までの3年間で、県が受け付けた差別事件の受け付け件数の合計は、平成30年度が1、令和1年度が3、令和2年度が3です。しかもネットの1件っていうのは誰が何の目的で書いたか少し分からない不明なものですので、本当に差別行為なのかはどうかは不明です。この県が出してる資料ですよ、これで言えることは、部落差別が日常課題ではなくなってきたと、そういうことを示しているんだと思います。

またですね、結婚問題で言いますと、これは総務省が1993年に実施した、同和地区実態調査把握等調査というんですけども、これは25歳未満の夫婦のうち、夫婦とも同和地区出身者という夫婦の割合は24.5%、これは総務省が1993年に出したものですから同和地区という言葉を使っておりますけど。25歳未満のうちで、同和地区同士の夫婦は24.5%です。80歳以上の夫婦では79.4%です。若い世代ほど同和地区出身者以外の人と結婚をしています。これは1993年の国の調査で、もう29年前のもので、こ

の傾向は今ではより進んでいるかと思います。若い人ほど、そういうことにこだわりがなくなってきた。最後の差別と言われた結婚についても、意識の上でも実際にはなくなってきた。と言えるような調査結果ではないかと思いますが、このような国や県の具体的な調査結果は結果としてお認めになりますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

引き続き宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

国県の調査はもちろん、基本的なデータとして把握していきます。ただ、この国の調査の1例を出しますと推進法に関する調査やられてますよね。これのアンケート対象になった人は黒潮町ゼロですよ。そういう中で町の実態を掴むことなかなかできません。結婚についても私も町民館白書の中で出てきた法の切れる前のデータでもですね、地区外と地区内の結婚というのは非常にこう多くなっておると、宮地議員がおっしゃるデータのことはもちろん基本的に把握しております。

しかしそれが完全になくなっていくか部落差別先ほどの同対審答申の定義のことを申し上げましたけど、そういう定義に基づく部落差別がはっきり無くなっておるのであればですね、2016年にできた推進法は成り立たないわけですよ。だから、やはり黒潮町の中でどういう状況になるのか、そういうことをしっかり調査して把握して、そして必要な施策はとっていかねばならない、これが町の基本的な姿勢です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

町長が言われてる調査は黒潮町は実際ピックアップした中に入っていないと思います。入っていないからってゼロじゃないんですよ、全体の統計は出たと思います、今ここに数字は持ってませんけども。ただ、国や県の調査としては全体的なことを言ってますのでそれは認めるんだと、基本的なデータとして認めるということですよ。

この数字というのはですね、広く拾っていく数字というのは論より証拠で、科学的にも状況の変化をとらえることは、公平性、平等性については必要なことだと私は思います。そして今後もですね、そういうことは取り入れて欲しいと思います。黒潮町だけが差別が残ってるっていうんじゃないと思うんですよ。全体的に見るともうこういう状況にあるっていうその国の全体の状況の中に黒潮町も一つありますから、ここだけ特別ということはもちろんない、それは町長お分かりのことと思います。

それですね、町長は今も言いましたけど6月議会です、次のような答弁をしています。今も同じようにちょっと言ってますけど、まだ残念ながら完全に差別がなくなっていない、それに苦しんでる方が現実においでる中、やはり行政はしっかりと取り組んでいかなくてはならないと。このようにおっしゃってます、言葉はあれですけど、同じですよ、今言われたことと。町長はですね、部落差別の解決っていうのは、差別がゼロになることだと、そういうふうにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員のご質問に対してお答えしていきます。

これは、もしかしたら防災上、犠牲者ゼロを言ってる、方針と同じ似てるかもしれませんが。同じじゃないかもしれませんがね。町の基本的な目標、目指すところはやはりゼロにしなければならないと思っております。それができるかできんか、大きな課題があることは承知の上ですけど、それは、十人でええとか百人でええというそういう問題じゃないと思います。人間の心の難しさ、憲法に宮地議員言われた内心の問題までそれ考えるとさまざまな課題ありますけれど、姿勢としてはやはり、そういうゼロを目指していく姿勢は、町のトップとしては持つておかなければならないと認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私はね、この部落問題っていうのは、防災と一緒にするとちょっと違うと思います。防災っていうのは実際の人の命がかかってますので、意識の問題じゃありませんので、内心の自由じゃなんだってそういうことはありませんから、ゼロに向けていかなきゃなんないと思うんですけど、それを置いておいてですね。基本的にゼロにしていかなきゃいけないと、町長今言われましたよね、なるかどうかは別として基本的にはゼロにしていかなきゃいけないと。でも私はですね、今の世の中、格差社会ですよ、差別がいっぱいあります。貧富の差は著しい格差ですけども、女性差別も障がい者差別とかジェンダー差別等々いろんな差別がある社会制度です。こういう社会制度ですよ。差別や貧困のない、真に平等な社会ではないので、残念ながら差別がゼロになることはないと思っています。

ですから私は部落差別の解決というのは、部落差別がゼロになることではなくて、ゼロを目指すことでもないと思います。部落差別の解決というのは、偏見のある人がいても、または差別的な考えの人がいても、職場や地域でそれに同調しない、または周りの人がそうした言動をたしなめたり注意をしたり、またその言動を批判ができる状況になる。つまりですねみんなのね、関心が薄れてこだわりがなくなる。交流が進んでいきますと、歴史上の問題になっていきます。

すでに私が子どもの頃、50年から60年ぐらい前に比べますと、今の社会はそのような状況に近づきつつあると思います。住環境の改善が進み、混住も進みました。結婚問題も以前とは比べものになりません。町長は部落差別の実態が、町長がご自分の子どもの頃と変わってないと思いますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮地議員の質問に答えていきたいと思っております。

私が生まれたのは1956年で、昭和31年でございます。中学校のとき同和教育を習いました。おそらく私の時代が中学校で学校で同和教育始めた始めのころではないかと思っております。

今ご質問あったように、その時代と今は変わってないかという私は良い方へ変わってきたと思っております。これは先ほど答弁でも申し上げた通りです。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

そうですね、時代は進んでいます。女性差別でもそうです、ジェンダー問題でもそうですけど、差別はいけないっていう、そういう世の中の考え方、また人間として生きる権利意識、そういうものがどんどん芽生えてきております。それは国民主権という今の憲法に変わってからどんどんこれが進みましたけど、一昨日でしたかねアメリカのバイデン大統領が、同性婚の結婚を認めるというのがありましたけど、もう20年前、30年前、いや10年前でもこういうことはなかなか考えられなかった現実ですけど、今、世の中そういうふうに進んでいっております。ですから私がここで強調したいのは、差別はゼロにはならない、ならないんだけどもう周りから関心が薄れていく。もう差別する人がいたらそういうふうな同調しない人がいる。そうしていけば、部落差別っていうのは女性だとか民族問題とかそういう障がい者だとかですね、目に見えるもんじゃないです。歴史上のものですから、消えていくものですからね。いや女性差別でも何でもゼロにはならないんですよ、ならないんですけどゼロを求めていくものじゃないというのを思います。

で、町長は差別があるんだってずっと言っておられますけど、だから、そういう人の意識を差別の声を聞かなきゃならないと言っておられますけど、では聞きますけど町長の考え、頭の中にはですね、今も旧同和地区があって、該当する人もいると、差別されてる人がいるんだって思ってますから、旧同和地区があって、そこに該当する人がおるといのが頭にあるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では引き続き宮地議員のご質問に答えていきたいと思ます。

前段にちょっと先の質問に近いことに付け加えて言わしていただきたいんですけど。先ほど出しました同対審答申にもですね、同和の部落差別の問題は、未来永劫残るものじゃないのであるとは言っていないですね、歴史の中で必ず解決される問題ということは、同和对審答申の中でも言っています。そういうことは承知の上で言ってるわけですけど、私の中で同和地区地域の人、地区があって、地域の人が残ってるかというご質問に答えますけど、行政のトップとして、行政の課題として、黒潮町の中にそういう差別に苦しんでる方がおいでというのは、私の個人的な感覚じゃなくて政策の中でいろんなところで、課題として捉えてるところでございます。もちろん、その宮地議員とはまた別の意見を持たれた人、住民の声も聞いております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

住民の声を聞くのは大事です、いろんな考えがありますからね。私が聞いたのはですね、今も旧同和地区っていうのがあると思ってるか、でそういう該当する人がいると思ってますかっていうことを聞いてるんですけども、もう1回、答弁お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では宮地議員の質問に答えていきたいと思ます。

旧同和地区というのは同和对策特別措置法でやられた地区ですよ。それは歴史の中でもありますので、それはよく存じてます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

いや、歴史の中であるとかないとかっていうんじゃないで、今も町長の頭の中には、そういうのがあるんですかって聞いてるんですけど、どうです。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

私の頭の中に、旧同和地区があるかどうか、政策で旧同和对策事業やった地区ですね、それはあります。宮地議員もそれはおそらく知ってるんじゃないかと思えますけれど、それは認識してます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私はですね、旧がつかますけど、法が終了したんですから行政がですね、まずもうそういう地区はないんだと、そういう人はいないんだと、基本差別を受けてる人はいろんな意味で、部落差別だけじゃないですよ、いろいろありますけど、旧同和地区っていうのはなくて部落民っていうのはないんだっていうことをまず行政が法が終了した時点ですら、切り換えていって、そこに行政を転化していかなくちゃいけない。頭の中にですね、旧同和地区がまだあって、該当する人がおるっていうこと自体、私は町長の偏見じゃないかなと思います。差別視じゃないかなと思ってます。もうそういうことは切り換えてですね、いかないといつまで経ってもそこが出てきますよね。

私こういうふうに思いますね、住民の方から、黒潮町に被差別地域と言われるところはどこですかっていう、例えば質問が来たとします。そうしたらですね、そんな地域はありませんって答えますよね。

町長答えると思うんですがね。こういうふうにして、私たちの頭を切り換えていかないと、いつまでもさっきから同対審って言ってますけど、部落差別の定義があったって言ってますけど。もうそういうことを終わって次のところへ国としても入ってますので、そういうふうにしていただきたいと思います。

カッコ4に移ります、時間もありませんので。

これも、もう何度も繰り返してる質問ですけど、特別措置法が終了し、一般行政へ移行した現在は、解放子ども会は特別扱いではないでしょうか。特別扱いすることは、公平平等の原則に反していますが、差別行政ではないですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、宮地議員の2の4番、解放子ども会についてお答えを致します。

町内には大方地域に浜松解放子ども会、佐賀地域に横浜解放子ども会があります。双方とも小学部会が低学年と高学年、中学部会、高校友の会の四つの部会に分かれておりまして、本年度は浜松解放子ども会が57名、横浜解放子ども会が24名活動しております。子ども会の加入条件に、地区の線引きはしており

ませんので、町内のどこの地区の子どもであっても、自由に参加できるようになっております。事実、現在も町内各地から参加していただいております。

周りからすれば、同和問題ばかりを学習している特異な子ども会のように見えるかもしれませんが、実際の活動は同和問題などの人権課題を中心に防災学習や、平和学習なども行っており、幅広い課題を取り入れながら、人を大切にする心を育む学習を行っております。

従いまして、子どもの発育過程において命の大切さを学び、人を大切にする心を育む学習を行うことにより、幅広い人権感覚を持った大人に成長するための活動をしている団体であります。このことは、法の失効とは関係なく、他の地区にもある子ども会活動と同じですので、決して特別扱いをしているものではなく、差別行政ではないと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

答弁がね一緒になるのは、当たり前のことですけど、今の答弁聞いてましてもいろんな理由を言って、いや特別扱いじゃないんだ、差別行政ではないんだっていう答弁ですが。数年前にですね、私が質問したときに、解放子ども会に学校の先生が学校から出向いて、子どもたちに勉強を教えていました。確かそのときは先生は給料とは別に手当でももらっていたように記憶しております。これは特別扱いだと思います。私が質問で取り上げて初めて議場に出てきた事象だったように思います。そのときも、他の地域の子もたちも参加できるので、特別扱いではないと、そのような答弁だったように思いますが、今も解放子ども会に学校の先生が出向いて勉強を教えていますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

子ども会事業の活動の中で、いろいろな事業がありますけれども、その中で学校の先生に助言者、運営協力者として、来ていただくことはございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

助言者、学校の勉強に対する助言ですか、それともなんか特別に私たちもなんかの会をするときには、役場の講師の方、助言者みたいな感じで課長たちに来ていただきますけど。そういうのと違ってですね、学校の先生が子どもたちに行くことは何か、何の助言ですかこれ。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

活動そのものは、たくさん多岐に渡ってますので、例えば人権学習も当然そうですし、先ほど言いましたように防災平和学習もそうですし、それらに学習するときに学校の先生に講師として来ていただく、先生として来ていただくことはございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

子ども会で学校の先生が来るというのは、じゃあ聞きますけど、他の子ども会でも他の地域ですね、黒潮町の大事な子どもたちですよ。そこでも学校の先生を、今のように助言者として呼んでるそういう子ども会活動になってるんでしょうか他のところでも行ってますか先生方。またはこれから呼べばですね、授業中ですかねそれ来てるのは、そういうときに来てくれるんですか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

その他の子ども会の活動に、学校の先生方が行ってるかどうかの把握まではできておりません。呼べば、来てくれると思いますが、実際その行ってるかどうかの確認までは取れておりません。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私が言うのはね、そういう内容が特別対応じゃないですかって言ってるんですよ。普通の子ども会そういうことないですもの。そういうふうな活動してないです。ですから、本当に幅広いですね人権感覚を持たすといろいろ今言われましたけど、そういう子ども会活動が大事だと思うんです。それは、黒潮町の子ども会で、二つの子ども会からよその地域からきてるからいいんじゃないかっていうんじゃないで、他の子ども会にも平等にするべきだと思うんですが、これが特別対応じゃないと、差別行政じゃなくて普通になるということ言ってるんです。

それですね、そういうことをしてますと、特別的な特別扱いの子ども会に町民は見るんですが、町長お尋ねします。特別措置法が終わりました。地域や人の指定がなくなったっていうことは、住民の間に垣根がなくなったということですよ。そんな中で、特別扱いじゃないっていいですけども、普通の子ども、他の地域の子供会とは違う解放子ども会が続くということは、この二つの地域を特別視する、そういうふうに見えます。特別扱いをすると、住民の中で逆に特別視を助長して、また垣根ができます。行政は差別の手がかりとか、そういうことを助長するようなことは、取り除かなくてはならないと思います。特別対応を残しますと、あそこは特別なところと見られるのは当たり前です。だから解放子ども会という古い法の基にできた特別扱いの子ども会はですね、特別措置法が終わったと同じく終了して、一般行政の中で平等な子ども会にしていかないと、部落差別解消の私は阻害要因になると思うのですが、どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

今の児童館、特措に基づく運営はしてませんよ。児童福祉法、一般法で児童福祉法の第 35 条第 3 項に基づいてやってるわけですから、その法律に基づいてやってる児童館の施設の運営でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

もちろん子ども会、児童福祉法に基づいてやってると思いますよ、やってないって言ってるんじゃないんでですね。

解放子ども会っていうのは、ちょっと特別措置法の基でできたもんですっていうのを言ってるんですね。でもう一つですね、町長にお聞きしますけど。解放子ども会の存続に問題があると思うのはですね、もう一点、解放子ども会の歴史は町長も言うておりましたが、解放の担い手として作られた団体です。解放とは、部落差別からの解放です。特定の子どもたちを差別される可能性があること、位置付けてできた団体だと思えます。町内の他の地域の子ども会と違う歴史を持って、まさに特別措置法時代のものですよね。これは町長前のときにも言いましたよね、この時代にできたんだと。一定の子どもを差別される可能性のある子として、他の地域の子どもとは違ってるんだよ、あんたたちはまさに解放の担い手だよ、として育てていく場所に今まではなっておりましたが、そういうことを引き継いでる解放子ども会と名前がそうですよね。普通の子ども会ではなくて、解放子ども会という名前であり続けてる。それがその内容を含んでると私思うんですが、町長はこの解放子会という名前を残してるのは、歴史があって保護者がつけた答弁というのがありました。この子ども会は、町内の他の地域にある子ども会とは違うと、そういうお考えなんでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では宮地議員のご質問に答えていきたいと思えます。

解放子ども会の名前については先ほど宮地議員おっしゃった通り、地域の保護者も含めて、自分たちで決められたところの名前でございます。それが何の問題があるかちょっと私には理解できないんですけど、それぞれの子ども会歴史があるのは事実だと思えますね。今話しましたけど浜ノ宮の子ども会には浜ノ宮の歴史があるでしょう。このその他の地域には子ども会の歴史があるでしょう。浜松そして横浜の子ども会には、歴史があるわけです。それ以上の説明というのはなかなか難しいんですけど、もしもっと具体的な質問があればお聞かせください。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私が子ども会のやってる今の解放子ども会のやってる内容を一つ一つ言ってるわけではありません。今ここではね。

でも普通の子ども会と、そういう普通の子ども会そういう場所もないですし、今先ほど課長が答弁されたいろんな課題について勉強してるわけでもないし、もちろん学校の先生が来てくれるわけでもないし、そういう決まりきった活動ができておりません。浜ノ宮子ども会でいいますと、ほとんど日常的に継続的に活動、そういうものを勉強するなり何なりできてないんですけど、ここはできてるわけですよ。だからそこが以前できた歴史があるんですから、それぞれ歴史はありますけどここの歴史は少し違ってまして、法が終了したから、もう法と一緒に変えていかなきゃ、終わらなきゃいけないのがそのまま残ってるので、こういう住民から見ると、特別扱いに見える。特別扱いをすると住民から特別視される、また垣根ができる。それが差別の阻害要因になるということを私は言ってるんですね。

それですね、最終的にこの解放子ども会を解決する道は、私は黒潮町全部の子ども会に解放子ども会同様に、おなじように支援をするか、例えば横浜の子ども会、NPO がついてやってますよね。児童館という場所もあります。普通の子ども会、集会所はありますけどなかなかそういうふうに指導してくれる人がおりませんから、できてないですから。防災の勉強もできてないですから子どもたち、命を守るだって、なかなか子ども会としては勉強できてないんですが。全部の子ども会にそういうふうに、同様に支援をするか、それとも解放子ども会を他の子供会と同様に縮小していくか、どちらかではないかと思いますが、この特別対応は今後も続けるでしょうか。それともですね、高知市のように、今後解放子ども会の解放をとって、解放をなくして、みんなと同じ、みんなと平等の子ども会へとかじを切る方向はありますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮地議員の質問に引き続き私の方からお答えしていきたいと思います。

先ほど申しましたけど、解放子ども会というのは児童館の問題あるわけでございますけれど。児童館というのは、先ほど申しましたように児童福祉法に基づいて、施設として入野に一つ、そして佐賀の一つで作っております、それを全ての地区に作るというのは財政上の問題もありましてそのなかなかできないですね。そして、それぞれの児童館には、浜松の解放子ども会だけ、あるいはこの横浜の解放子ども会だけが、参加できる施設じゃないんですね、何回も言ってるので、お分かりと思うんですけど。基本町内の町外も含めて、子どもたちはそこに参加して勉強することができるという、システムでございます。繰り返しになりますけど、解放子ども会名前の件はですね、それぞれの地域の保護者、地域の親たちの願いを込めて作った名前を尊重してるわけでございますので、それ以上の答弁はございません。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

現状のままでいくという答弁でしたね。

時間がありませんから 5 に入りますが、町長は児童館で一緒に今、子ども会のことを言われましたけど、カッコ 5 は児童館ですね、児童館も同和対策事業の中で作られた施設です。法が終了した今も同じように予算もついて、続けているのは特別扱いじゃないかなと思うんですが、この答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、宮部議員の 2 の 5 番、児童館についてお答えを致します。

本町には大方地域に大方児童館、佐賀地域に佐賀児童館があります。どちらの施設も、児童福祉法第 35 条第 3 項および第 40 条の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置された児童福祉施設であります。

また、黒潮町児童館設置及び管理に関する条例の第 1 条に基づき設置された施設でもあります。利用する子どもに地区の線引きはしておりませんので、誰もが自由に来館して利用できる施設であります。児童館に来て宿題をする子もおり、分からないことがあれば、児童館の職員がサポートすることもあります。私も時々児童館を訪問しますが、子どもたちのにぎやかな声が聞こえて、大変うれしく思った次第です。

ぜひ、町民の皆さんにも児童館を訪問していただいて、子どもたちの元気な姿を見て欲しいと思います。

いずれにしても、議員ご質問の法の失効後も予算をつけ続けるのは、特別扱いではないかにつきましては、法律や条例に基づき、予算を執行を行っている児童福祉施設ですので、特別扱いではありません。以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

児童のね、健全な成長を見守っていく、児童福祉法っていうのは大事ですよ。だから、児童館があると、歴史は違いますが。だからそれはね全町の子どもたちに平等にそういう機会がなきゃいけないんですよ、ここにあるから来ればいいじゃないかって。何も線引きしてないですよって誰が来てもいいですよと言われればそれはそうかもしれませんが、なかなか遠くのものはいけませんしね。

それで、課長は児童福祉法に基づいて児童館が設置されたと説明してくれました。解放子ども会と同じく児童館も同和対策事業の中で作られたものですので、町内では今言いましたように2カ所だけです。児童福祉法はですね、児童厚生施設ですので、地域指定の条文はありません。だから平等な扱いをするんだったら、他の地域も作ることを考えなきゃいけないと思うんですが、申請をすれば設置できるようにもなっております。財政的に難しいと町長も言われました、他のところに、こういうふうな児童の健全さを保っていくのに会館を作るのは難しいということですが。

児童館法にはですね、廃止の規定も設けられています。廃止をして、他の地域との平等を回復することも、平等公平な行政の一つの選択だと思います。それはどうでしょうか。またはですね、高知市の一宮地域のように、せっかくある建物ですから廃止するんじゃなくて複合施設として町民に開かれた使いやすい施設への切り替える方向を持つのは、解決方法の一つだと思いますが、町長これはいかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

引き続き宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

最初に後半の一宮の施設のことでですけど、前回宮地議員からご質問ありましたし、担当の者に指示してその実態を調べさせていただきましたけれど、建物がそのものがもう50年過ぎて古くなったこともあって、複合的になった施設として、1カ所にまとめて、新しくしたというふうな経過でございまして、特別に大きく運営方法とか方針が変わったというふうにはお伺いしておりません。

それから前半の児童館は廃止できる、他のところでも平等に地区割的にすることを考えたらどうかというふうなご意見かもしれませんが、それはなかなか現実的ではないと思っております。まず廃止する理由もないですし、ただ、たくさん全部の地域にあればいいんですけど、財政的にもだから難しい事情、先ほど申した通りでございます。これは例えば図書館のこと考えてもらったらいと思うんですね。図書館ってのは図書館法に基づいて建ってるわけでございますけれど。黒潮町では浜ノ宮に一つ、そして佐賀の町の中に一つ、それぞれあるわけでございますけど、これもやはり近いとこと遠い方おいでるので、住民サービスにおいてはそりゃあ同じじゃない状況にあるかと思えますけど、これも今のを廃止して、別のところに作ったらというふうな議論になりません。それと分かりやすく言うとそういうことなんですけれど、町としては今の施設を最大限町民が利用できるような、運用上の工夫をできるだけしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私もね児童館を廃止したらいいとは思ってないですよ。

それも一つの方法として言いましたけど、そうじゃなくて、今町長が先ほど言われましたように最後に言うてくれましたように、複合施設としてね、もっと町民に開かれた施設として使わしていただくと、そういうふうに切り換えてもらいますと。前回のときも言いましたけど、何か集まりがあって、話し合いをするとかそれからサークルがあって勉強会するとか、いろんなことをするときにはですね、社協がいっぱいあるんですよね、当然ですね。そういうふうに施設がいろいろ使えましたら、大変町民としては、町民としてはありがたいです。私札幌におるときはですね、そういう施設がいっぱいあったんです。卓球のサークルに入ってたんですけど、いろんなところでそういう無料でですね、使えたんですね、有料のところもありましたけど。だから町民の福利厚生施設なんですね、いろんな施設として、そういうふうに変えていくと、徐々にですね、建物を壊してやんなさいっていうんじゃないですよ。で一宮と同じように大きな建物しなさいっていうんじゃないです。あれは一つの例として言っただけです。

なぜ私が解放子ども会と児童館の存在をですね、これほど繰り返していますかという、とりあげるいいますとね、根っこはこれも実態調査と同じなんですけど、特別措置法が終了してるからです。特別措置法が終了したっていうことはこれも何度も言ってますけど、もう同和行政っていうのは一般行政に変わってますから、その延長を続けていくことには問題がありますよ、特別扱いをしちゃいけませんということを言ってるわけです。

それですね、進めますけど、前回の町長の答弁ですが、町長は法が終了したから、特別措置法ですね、法が終了したから問題が解決するようには残念ながらなっていないと、いうふうに答弁しておられますよね。特別措置法が終了したのは部落差別がなくなった、問題が解決したから、特別措置法が終わったからといって問題解決したんじゃないよっていう答弁をしてくれていますが、この点については今もそういうお考えですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

引き続き宮地議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

特措法が終わって、部落差別の問題が完全に解決した問題ではないと、いうことはこれはもう私だけではなくて、多くの方が協議をしてる認識じゃないかと思います。2016年できた推進法についてもその上で成り立っているというふうになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

そうですね、私もそう思ってます。この法が終了したから全部が解決だと思っておられません。ただ町長に少し確認したんですけど。それで特別措置法が終了したのは、部落差別がなくなったと、問題が解決したから終了したのではない、それは町長もご存知だと思います。国は、法を終了する理由を3点挙げております。一つは、実生活の上で部落差別がほとんど見えなくなっている状況であること。つまり住環境

の改善がほぼ終了したということです。二つ目は、混住が進んでいて、人を選別することが難しくなっていること。三つ目は、旧被差別地域をこれ以上特別扱いすれば、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられなくなったこと。つまりこれ以上続けると、地区や関係者を固定化してしまう、特別対応が住民にとって差別行政、不公平な行政対応になるという問題があったからと、このように国は説明しております。国は、今言ったように法の終了を差別は解消したか、終了したのではないですよと説明してるんですが、町長はこれようにお考えですよ、どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

引き続き宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

国の特措法を終わらすときの理由としては、そのように認識しております。従ってそこで一般対策法にした。しかし問題は解決したとは言えないというのが国の考えでもあったと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

そうなんです。問題は解決してないんです。法が終了したから、一般行政になったからすぐ解決はもろんしないです。だから一般行政になった対応を国はしなさいと、先ほど町長ちらっと言いましたけど、主体性を持って行政がやりなさいということを書いておりましたよね。いろいろありましたからその特措法の間には。それで、先ほども言いましたけど、部落差別の解決っていうのは、もう何度も言って先ほど言いましたけど、差別がゼロになることではないし、ゼロを目指すことでもありません。関心が薄れて、周りが気にしなくなって、こだわりがなくなった。そして交流は進んでいけば、歴史上の問題となってくる。それは先ほど法にも載っていると町長言われました、歴史上の問題になってきます。差別的な言動をとる人は、それは心の中もおります。差別的な言動をとる人がいても、周りがそれに同調しない。あんたそれはおかしいよと、差別をしたらいけないよと、そういうふうに指摘する状態ができれば、基本的に解決と言えると思いますし、現在はそこまで来てると思います。

今後も部落差別解消のために、行政が阻害要因を作らないで、阻害要因があれば取り除く方向を持って、真摯に取り組む。そんな行政であるように提案をして、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで宮地君の一般質問は終わります。

この際、15時まで休憩します。

休 憩 14時 45分

再 開 15時 00分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

5 番（濱村美香君）

それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

第8波と言われる感染拡大中のコロナ禍ですが、一昨日、我が家にも地域商品券が届きました。食材や

日用品が値上がりしている今、5000円分の地域商品券は、とてもありがたく思います。

赤ちゃんから高齢者まで全員にいただいたこと、今回の支援の意味は大きかったと思います。

本日は、通告書に基づき、三つの項目について、11の質問をさせていただきます。

初めに、町の医療について質問致します。

3月議会でも、町の医療について質問をさせていただきました。その後の経過について問います。

まず初めに、医療体制の構築に関して質問致します。カッコ1、医療体制の構築において、町全体の医療のあるべき姿について検討していくとの答弁をいただきましたが、3月以降、どのような形で検討を重ねられていますか。

議長(小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長(青木浩明君)

それでは、濱村議員の1の1番、医療体制構築に向けた検討についてお答えをさせていただきます。本件につきましては、去る3月議会で議員から質問がされ、健康福祉課、住民課、地域住民課の3課で組織する検討会を立ち上げ町全体の医療のあるべき姿を検討していくと答弁を致しました。

このことを受けまして、4月以降、4回の検討会を開催して協議して参りました。

協議を進める中で、住民の皆さんが、町内医療体制についてどのような考えを持ち、どのようなニーズがあるのかを知ることが、まずは第1だとの結論になりましたので、医療体制を協議する前に、まずニーズ調査、アンケート調査を行い、その分析結果をもとに、町の方針を決めていこうということになりました。

具体には、令和6年度からスタートする第9期高齢者福祉計画介護保険事業計画の基礎資料とするため、住民ニーズを把握するためのアンケート調査を行うことにしております。

このアンケート調査の中に、医療に関する質問を追加することにしておりまして、その分析結果を、町の方針の基礎資料にしたいと考えております。

また福祉基本計画の中に、医療の内容を追加して、福祉、医療計画とすることを考えておりましたが、福祉基本計画には、黒潮町版地域包括ケアシステムで在宅医療や、訪問看護ステーションなどの医療の内容が謳われていることから、町全体の医療のあるべき姿を示すには、医療に特化したものが必要ではないかとの結論になり、改正予定であった福祉基本計画とは別に、今後、町が進める医療に関する方向性を示す指針のようなものを作成することで、現在進めております。

作成の目途と致しましては、概ね令和5年中の作成目標に進めたいと考えております。

いずれに致しましても、アンケート調査の結果をもとに、住民の皆さんが何に困り、どのような対策を望んでいるかをきちんと、分析、整理した上で、今後の町の方針対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

4回の協議を重ねていただいたとのことで、かなり話も進んでおられることと思うんですが具体的に、令和5年度中に指針を作成するという事です。ということはニーズ調査はいつごろを予定し、どのように準備を進めていきますか。

議長(小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長(青木浩明君)

年度内に、令和4年度中にニーズ調査を行う予定であります。

議長(小松孝年君)

濱村美香君。

5番(濱村美香君)

年度内にニーズ調査を実施してくださるといことは具体的にもうどのような方法でとか、どのような内容でというのがもうあらかじめ決まっていると、理解してよろしいでしょうか。それと、まだ具体的にそういうふうになっていなければ、何を参考に、どのような形で、アンケートの内容ニーズ調査の内容を作っていくのか。

決まっていれば教えてください。

議長(小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長(青木浩明君)

今月ですね、介護保険事業の計画の見直しにあたって、アンケート調査、もうすでに発送しております。多分してると思いますんで、その中等にですね、いろいろそれらも含めて、ニーズ調査をやっていきますので、年度内には一応分析結果が得られるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

議長(小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

特別にこのことに関してというニーズ調査じゃないというふうになら、理解できたんですけど、その介護ニーズの調査をもとにということ、ここに中身がこう合わさっているということでしょうか。医療のニーズ調査と介護のニーズ調査またこう違ってくると思うんですけど、そこら辺は、私からすれば、ちょっとこう感覚的には、今年度内のニーズ調査であればもう用紙ができていないといけないうし、もう発送準備が整っていないとなかなか3月中に調査ができないんじゃないかと思うんですが、何かこう抱き合わせて、効率よく調査をしていくと判断してよろしいでしょうか。

議長(小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(佐田 幸君)

それでは、濱村議員の再質問にお答えします。

介護保険のニーズ調査につきましては、65歳以上の方に対し、12月9日に発送をさせていただきました黒潮町高齢者の生活に関するアンケート、こちらの方に、医療の関係を包含しまして、お送りさせていただいております。また併せて若い方たち対象に、主にはなりますけれども、インターネットを使った医療に関するアンケート、そちらの方で、ご意見をお伺いしたいというふうにご検討されているところでは。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

濱村君。

5 番（濱村美香君）

こういう調査は、比較的、積極的に意見を持つての方でないとは回答しにくいであるとか、なかなか65歳以上の方で、目が見えにくくなったり、文章の理解が難しかったり、独居の方であれば、なかなか返送していいものかどうかという判断すらつかない可能性もあります。

その中で若い人達対象にそういうふうにインターネットを使った、ニーズ調査もしていただけるということなので、ぜひそういう時には、何かの形でこういう調査をしていますという広報をしっかりといただいて、サンプル数が多いほど、正確なニーズの把握ができると思いますので、それは工夫をしていただけたらというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

介護保険のニーズ調査につきましては、今年中、12月30日までには投函をお願いしますという形で、発送をさせていただきました。

なお、回答のない方も含めまして、回答のある方も含めまして全員に対して、再度、お忘れではありませんかということで、はがき等をもって、周知をする予定としております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

広報というのは周知徹底の意味の、広報とか呼びかけについては、若い世代に対して。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

今現在やっておりますアンケート調査は、65歳以上の方を対象にして4000人ぐらい対象にしておりますけれども、そこで上がってくるデータというのはやはり、お年寄りを中心としたデータが多いかと思えます。

それに、しかしながら、若い人のニーズも当然必要でありますので、そこはデジタルを活用した、例えば町がやってるラインであるとか、そういうオンラインを活用したもの、それプラス、できれば子育て支援センターなどにアンケート調査を置かしてもらって、そこで子育て世帯の方に、の意見も吸い上げていくようにしたいとは思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

あらゆる世代の声を聞くことはとてもありがたく、大切なことだと思いますので、多くの方に届くような、広報の仕方をお願いして、ぜひ、ニーズ調査しっかり実施していただくことを願います。

カッコ2の質問に移ります。

直営ではない医療機関との協議はどこまで進みましたか。

議長(小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長(青木浩明君)

それでは、濱村議員の1の2番直診でない医療機関との協議についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては先ほど答弁でも申しましたとおり、健康福祉課、住民課、地域住民課の3課で組織する検討会において、ニーズ調査の必要性が確認され、その分析結果を踏まえて、民間の医療機関との協議を行いたいと考えております。現時点ではまだ協議の場は設けておらないのが現状であります。

しかしながら、9月の21日に大方クリニックの先生方とは、意見交換をする機会がありましたので、町長と副町長が出席をしております。従いまして、町の医療政策を進める上で、民間医療機関から意見を聞くことは重要なこととありますので、今後立ち上げを検討している。医療問題検討委員会などには、民間の医療機関の先生方にも入っていただきたいと考えているところであります。いずれに致しましても、まずはニーズ調査の結果をきちんと分析し、整理し、その上で民間医療機関との協議を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

民間の医療機関との協議はこれからだということでは理解ができました。

続いてカッコ3の質問に移ります。

カッコ3、入院できる医療機関がない。わが町にとって、疾病予防は重要な取り組みと考えます。

住みなれた地域で最期まで暮らすためにも、疾病予防、早期発見、早期治療による重度化予防、在宅医療の充実等の支援策は必須であると考えます。

今後の町の取り組みをどのように考えていますか問います。

議長(小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長(青木浩明君)

それでは濱村議員の1の3番、疾病予防に対する今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

国は、住み慣れた地域で希望する自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される高齢者福祉のシステム、地域包括ケアシステムの構築を推進しており、黒潮町においても、あったかふれあいセンターを核とした、子どもから高齢者までに対応する黒潮町版地域包括ケアシステムを推進しています。事業がスタートして数年が経過しましたが、複合的な課題の解決には、これまでの対応では難しい面があることから、今後は、福祉や医療、介護など、複数の部署が重層的な支援体制を構築することが必要になっていると感じております。

町の今後の取り組みにつきましては、黒潮町総合戦略第二部の福祉基本計画や、黒潮町高齢者福祉計画介護保険事業計画、また、今後策定を予定している医療指針などに沿った事業展開をしていくことになると考えております。

健康診断を充実させて、受診率を上げることで、病気を早期発見し、疾病予防につなげ、訪問看護ステーションなどを運営する事業所との連携を密にすることで、在宅医療を推進して参ります。

いずれに致しましても、繰り返しになりますけれども、まずは現在行っているアンケート調査の分析をきちんと行い、住民の方が何に困り、どのような対策を望んでいるか等を十分精査した上で、今後の具体的な対策を検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

まず、疾病予防に関してですけれども、令和3年度の業務報告書の中では、胃がん検診では1名、大腸がん検診では7名、乳がん検診では三名が検診によるがんの発見ができたという報告が載っておりました。

個人的に医療機関を受診し定期的に検査をされている方もいると思うので、この数字が、どうなのかという判断はなかなかできませんが、少なくとも検診によりがんが発見できたことは、重度化をせず、早期治療に繋がったと考えられます。

これは見逃してはいけない成果であると思います。早期発見早期治療ができれば、重度化して治療する場合に比べて、本人の負担が少ないのはもちろんのこと、その医療費には数千万円の差ができるというふうに聞いております。

ならば、今後の財政面を考慮しても、本人負担を考慮しても、早期発見早期治療に繋がる施策を打つ必要があると思います。

実際に幡多郡内の自治体では、カメラや大腸カメラ検査ができるクーポンの発行を行っているところもあるようで、黒潮町もそのような取り組みができないかを提案したいところです。

その点については、急に聞いてもなかなかはい、やりますとか、いいですねとは言えないと思うんですけど、そういう方向性もあるということに関しては、どう考えられますか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

健康診断を充実させて受診率アップしていく。そのことが、病気の早期発見に繋いでいく、ひいては医療にかかる経費も削減することができるだろうし、いろんな面に波及してくる。そのためにはやはり、健康診断を充実させる、受診率を上げていくっていうことが必要だということは十分理解しております。今後もその方針で進めていきたいと思っております。

すいませんクーポンの発行につきましては、ちょっと全然今んとこ協議をしておりませんので、これについてはまた検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

各自治体間でどういう工夫をしているかっていうのも、調査するのも必要かなというふうに思ったりします。住民の思いは一つかもしれませんが、各自治体の取り組み方とか手法は様々あると思いますので、限られた予算の中で最大限の効果をどのようにしたら出せるかっていう意識は、常に住民も必要だし、行政はもっと必要だというふうに考えますので、新たな取り組みというか、いや、これは絶対受診した方

がいいなと思えるような仕掛けを、していただきたいというふうに思います。そのために、やはり医療機関側も、いい案を持っているケースがありますので、そこは、協議をお願いしたいというところの理由でもあります。医療機関側がもっといい提案を持っていることもあります。お金がどれだけかかるのかということも具体的に理解ができていると思いますので、そこら辺は、医療機関との協議で情報収集をしていただけたらというふうに考えます。

3年前、初めて一般質問をさせていただいたときにも、地域包括ケアシステムの構築については少しこだわりを持って質問をさせていただきました。普通に、私たちが暮らす中では、専門職でない限りは、地域包括ケアシステムという言葉は聞き馴染みもなく、本当に何のことだかさっぱりわからないシステムだと思うんですけれども、実は私たちが一生を終える中で、とても重要なシステムでありまして、私たちがどういうふうに生活をしていくか、必要になったときにどのサービスを受けるのか誰に支えてもらうのか、最終はどのように自分の人生をしまっていくのかという、生き方の流れというか終い方の流れっていうものがそこにあらわれてくるものだとは私は思っています。国の方は早くからずっと地域包括ケアシステムの構築については、各自自治体に投げかけています。国が手に負えなくなったから、各自自治体でとか、そういうふうに決めてくださいというような雰囲気もありますけれども、でも自分たちのことは自分たちで決めるのが、通常の生活の中での選択肢、決断だと思いますので、そこら辺、早急に黒潮町版の地域包括ケアシステム、選択肢がなければ自分の生き方やしまい方を選ぶことができません。安心して暮らすこともできません。そういう意味で、地域包括ケアシステムの構築について、ずっとこだわって質問をしています。地域の方々にもこう理解をしていただけたらと思って、あつたかふれあいセンターの役割なんかも深めていけるように、今、地域のそういう事業所等とも勉強会を開いたり、研修会をしたりということをしています。その中で、やはり在宅医療、午前中の矢野議員の質問の中にもありましたけれども、在宅医療の充実に関して、最終的に町はどのような方向性を持っているかということをお尋ねしたいと思います。

議長(小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長(青木浩明君)

在宅医療についてお答えを致します。

今現在直診の拳ノ川診療所については、在宅医療というよりは訪問診療というような言葉でしょうか。患者さんに対して希望する医療を提供するというところで在宅を希望する方については、訪問診療は行っております。それを、この町全域に広げていくかということになりますとやはりその大方地域には直診がないので、民間の医療機関にお願いすることになるので受け入れてもらえるかどうかのハードルは高いかもしれませんけれども、訪問看護についても在宅医療の一つでありますので、そこについてはサテライト機能等を生かしてですね、今後展開していくことは検討の余地はあるかもしれません。現時点ではまだ在宅医療を推進していくということについては、まだ協議中であります。

以上です。

議長(小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

やはりそこでも医療機関との協議や、可能なこと、不可能なことということのさび分けはして何かが不足しているかということを整えていただければならない状況が生じてくると思います。

すべての人が自宅での、最期を望んでいるわけではないと思います。

条件が整えば、住み慣れた家や住み慣れた地域で、地域の施設で最期を迎えたいと思う方が多いはずで
す。

点滴やチューブにつながれた最期は、とても苦痛も伴うものですが、自然にチューブが外れた状
態で自然に、もう老衰というような形で、最期を迎えるととても穏やかであります。

看取りの時期においてもなお、自宅で過ごせる環境が整っているかどうかということにも住み慣れた
地域で安心して暮らすということに繋がっていくと思いますので、そこら辺も含めて、医療機関と協議を
していただきたいと思います。

今後そのような協議に進んでいくのか、もう一度お願いします。

議長(小松孝年君)

地域住民課長。

地域住民課長(青木浩明君)

冒頭の答弁でもいただきましたが、民間の医療機関等の協議はこれからでございます。ニーズ調査の結果
も踏まえて、何に困って、どのような希望が要望があるのか等、精査した上で、その民間の医療機関の先
生方についても、意見を伺う機会は当然必要だとは思っておりますので、在宅医療も含めてですね、町全
体の医療のあるべき姿についてはその中で検討したいと思っております。

議長(小松孝年君)

濱村君。

5番(濱村美香君)

またニーズ調査の結果が出た後、いろいろ私も勉強させていただきたいと思います。

カッコ4の質問に移ります。

国保が2030年には、県下統一の保険料になるように進められています。このことにより、黒潮町は保険
料が上がると試算をされています。国保加入者にとっては、さらに厳しい状況になるのではないかと心配
をしています。保険料は上がるのに、充実した医療が受けられなくなれば、町民にはメリットがないの
ではないかという心配も、考えます。そのことに対する対策少し先のことでありますけれども急に対策
をとってなかなかできないと思うんですが何かこのことについて対策があれば、教えてください。

議長(小松孝年君)

住民課長。

住民課長(宮川智明君)

それでは濱村議員の一般質問、カッコ4、国保の統一保険料についての町の考え方についてお答えを致
します。

議員ご質問のとおり、現在、県内国保の保険料水準の統一に向けて、高知県が中心となり、県内34市町
村で準備を進めている状況です。医療費の高度化などもありまして、1人当たりの医療費は年々増加傾向
にあるため、統一保険料とならなくても、保険料が増加し、被保険者の負担が増加することが見込まれて
おります。そのため、被保険者の負担抑制を重点課題として取り組むことを松本町長はじめ、県内の多く
の市町からも県に意見をしておりまして、保険料水準統一の基本方針にも示されているところでござい
ます。

ご質問にあります、被保険者へのメリットにつきましては、国民健康保険制度の維持、これが最大のメ
リットであると考えております。当町におきましても、少子高齢化による人口減少によりまして、町内の
国民健康保険被保険者数が、2010年には4796人であったものが、10年後の2020年には、3259人と、約

32パーセントの減少となっております。

また、県の推計によりますと、さらに10年後の2030年には2000人規模となる厳しい見通しが示されております。被保険者数が減少しますと、その分だけ保険制度を支える基盤が脆弱化するため、例えば高度医療を受けられる方が数名現れただけで、年間の医療費が急増をし、国保財政の逼迫から保険料の大幅な増税が必要となりかねません。このため、県内国保の保険料水準を統一することで、現在の黒潮町の被保険者数である約3200人から、高知県全体の16万5000人に、基盤を拡大をすることで、町内の被保険者の皆様に安心して医療を受けられる環境を維持していくことが重要であると考えております。

また同時に、病気が重症化する前に、早期の発見、早期治療、疾病予防などを県が中心となりまして、県内全市町村が、保健事業を初めとする医療費適正化の取り組みを、より強力に推進をすることで、医療費の抑制に努め、保険料負担の抑制に取り組んでいくこととなります。何よりこうした取り組みが、被保険者の皆様の健康増進にも寄与できるものと期待をしております。

また、保険あって医療なしとならないよう、高知県としても、保険料水準統一の基本方針として、県民がそれぞれの地域で安心して保険医療を受けられる体制の維持を最優先課題と示しているところでございます。

ここからは国保の水準統一は少し逸れてしまっていますが、町民の皆様が医療提供体制についてどのように感じられているかを、本年度アンケート調査を実施する予定になっておりまして、今後の町の医療提供体制について検討することとなっております。

国民健康保険者はもとより、町民の皆様がどのような医療提供体制を望まれているのか、ご意見をお聞きし、検討することが重要だと考えておりますので、引き続き取り組んで参ります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

保険料が県下統一になることで、医療サービスにばらつきがある状況とかそういう不公平感とか、あと医療費抑制のために、住民挙げて努力した成果があまり報われない結果を招くのではないかという、心配があります。その点について、何らかのアクションを起こすというか、こう考え、それに対する、かと言って何もしないわけじゃなく先ほど医療の適正化については取り組んでいくということですが、その医療の適正化についてもあまりこう、私たちは理解ができていない部分があると思いますが具体的に医療の適正化の取り組みとしてはどのようなもの、今までしましたことも含め、あれば、教えてください。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

再質問にお答え致します。

保険料の県下統一される、されないにかかわらずですね、提供する医療を、安心安全な医療を提供することに変わりはありません。そのために、現在の医療体制を堅持しつつですね、今後の町が進めていく医療について、方向性を検討していくこととなりますので、まずは保険料の統一化にかかわらず、今ある体制を維持しながら、今後もよりよい方向について検討していくということになるかと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

医療の適正化において、一つの要素として、お薬の整理ということもあると思います。飲んでないお薬は、次からもらわないであるとか残薬を持参して、続きのお薬をいただくとか、そういうちょっとした工夫の積み重ねでも医療費の削減抑制に繋がると思いますので、そういう意識づけも一つの方法として、みんなですらうふうに医療費削減して、必要なものはもちろん飲まないといけないんですけど、不要なものは、出してもらわないっていうところの整理をこれからもしていただけたらというふうに、あまり知識がないので薬剤師さんの助言であるとか、保健師さんの助言であるとかそういうのはとても大切なことになってきますので今後もそのようなことで、住民にアドバイスいただけたらというふうに思います。

カッコ5の質問に移ります。

町内にある医療機関への交通手段は、今後の課題であると考えます。これも午前中、一般質問の方でも、似た形で質問があったかと思いますが、町内全域を網羅するまちバスなどの具体的構想は進んでいますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは、濱村議員の町内全域を網羅するまちバスの具体的構想についてのご質問にお答えしたいと思います。

公共交通の取り組みにつきましては、3月に策定された地域公共交通計画に基づき、取り組みを進めているところでございます。本計画では、路線の再編が目標の一つとなっておりますが、当町の構想する交通網は、およそ中山間地域の枝線は、週2回程度の運行とし、町の中心につなげる役目とし、四万十市や四万十町など、町外には、国道を通る幹線、或いは鉄道へ乗り換えていただくことを想定しております。

今年度につきましては、大方地域につきましては、米原線、伴太郎線、湊川線の3路線を、現在の毎日運行から週に2日程度の運行にすることができないか、地域の皆様と協議を進めているところでございます。

また、年度内には、佐賀地域の中ノ川、鈴、熊野浦地区の皆様と今後のバス運行について協議を進めて参りたいと考えております。

バスの利用は買い物か通院が大部分を占めており、町の医療機関への移動手段確保は大きな課題であると認識しております。既存のバス路線の見直しの中で、利便性の低下にならないよう努めて参ります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

2025年には団塊の世代が75歳に入り、さらにその10年後には免許返納というような形も、やってくる事が予想がつかます。そうしたときに、やはりそれまでに、このデマンドバスが、使いやすい形となっていること、そして、誰もが安心して医療機関にかかれるような体制に繋がっていけば、安心して免許返納等もできると思うんです。やはりそういう高齢になってくると医療との関係は立ち切れないと思いますので、これからは公共交通の協議会等では、しっかりとここのニーズも把握をした上で、計画を立てていただけるようお願いしたいと思います。

続いて次の質問に行きますが、2、コロナ対策についての質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認をされてから丸3年が経過しようとしています。当初は、マスクや消毒薬が不足し感染対策への不安が強かったことを覚えています。現在はワクチン接種も進めながら、店頭には感染対策用品も充足し、手指消毒やマスク着用の生活が定着してきています。反面、感染対策において心配も出てきています。

昨日の高知新聞、たまたまなんですけども、記事が出ていました。コロナ禍の給食黙食続くという。国は、会話容認、学校はリスク高いという見だしが出ております。

やはり保育園、小学校、中学校の中でも、今感染が拡大されていて、先生方も細心の注意を払いながら教育現場で頑張ってくださいていることと思うんですけども、そこで、カッコ1の質問に入ります。

保育園、小学校、中学校の教育現場におけるマスク着用の基準や給食時の指導について、町はどのような方針を持っているか問います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、濱村議員のマスク着用の基準や給食時の指導の町の方針についてのご質問にお答えを致します。

保・小・中の教育現場における教育委員会としての方針は、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、教育現場に指示を致しております。特に議員ご質問のマスクの着用については、文部科学省が令和4年5月24日付で通知されました、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、に基づき実施をしております。

具体的に申しますと、屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館などを含め、体育の授業の際には、マスクの着用はさせておりません。

運動部活動についても、体育の授業に準じておりますが、近距離で組みあったり、接触したりする運動を始め、活動の、実施に当たりますとは、各競技団体が作成するガイドラインなども踏まえて対応することとしております。

次に、登下校時においては、熱中症対策を優先致しまして、マスクの着用はさせておりません。

ただし、友達と十分な距離を確保して、会話を控えるよう、併せて指導をしております。

次に、保育所児童のマスクの着用についてでございますが、2歳未満の乳幼児はこれまでも着用をさせておりません。

また、2歳以上の児童には、保育所施設内に感染者が生じている場合など、可能な範囲で、マスクの着用を進めてきましたが、5月20日に厚生労働省から、マスク着用の考え方及び就学前児の取り扱いについてが公表されまして、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされたことも踏まえまして、2歳以上の児童についても、着用は勧めておりません。

次に、給食時の指導についてでございますが、さきに述べました衛生管理マニュアルに基づき、児童生徒等全員の食事の前に手洗いを徹底し、会食にあたりましては、飛沫を飛ばせないよう、机に向かい合わせにならないようにして会話を控えるなどの対応をしております。

そして食後の歓談時には必ずマスクを着用しております。

なお、給食後に歯磨きやうがいを行う場合は、お互いの距離を十分確保し、間隔をあけて換気のよい環境で行うように指導をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

学校給食の、保育園の方はちょっと私、情報得てないんですけど、学校の方でも同じ方向を向いて向き合って食べないという現状で黙食っていうところを、指導を受けているようなんですけども、この議場もそうなんですけど、こういうアクリル板を設置するとかいう方向にはなっていないのには何か理由がありますでしょうか。給食ルームのところは、もう固定の椅子にテーブルでもいつも全然動かせず、テーブルにも椅子が丸椅子がついているような学校もありまして、距離が十分でないからなのか、一方向を見て食べるという形で今は実施されていますが、何かこう、高齢者の施設であるとか一般の飲食店においては、こういうアクリル板がもう常識的になってきている中、学校にはそれが取り入れられてないのには何か理由があるのかっていうところ、教えてください。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは濱村議員の再質問にお答え致します。

アクリル板をなぜ設置してないかということについてでございますが、対面にならずに、1方向を向いて、会話を控えて、食事をするというようにしておりますので、対面にならないということで、アクリル板の設置の方は、学校の方にはしておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

子どもたちの頭とか、体っていうのはとても柔軟だと思ってやわらかいものだと思っています。なので、大人にとっての3年間が子どもの人生の中も6歳だったら半分以上が黙食、家庭内ではしっかり会話をしながら食事とれているとは思いますが、日中多く過ごす、その友達や先生方とのコミュニケーションが遮断される場面がもう3年も続くと、なかなか子どもたちの心の育ちの問題であったり、マスク着用が長引くと脳への酸素の届き具合というか、自分たちでもマスクしたまましゃべったり歌ったりするちょっと酸欠になるし、この三階まで上がってくるとなかなか息切れもしてすぐにはしゃべり出せないっていうぐらい。ちょっと酸素不足を感じるんですけども、そのことに対しての、心配といいますか、そういうことの声は上がっていませんか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

3年間に及ぶ子供たちのマスクの弊害というのは私も大変危惧を致しております。成長期の子どもたちというのは、人の顔全体を見て、表情を読み取り、相手の気持ちを汲み、コミュニケーション能力を獲得していくわけでありますから、それ自体が制御されているということに関しては、私個人的にはやはりこの弊害というのは、5年後或いは10年後に子どもたちの成長過程で、出てくるのではないかと。これは科学的な根拠がないわけですから、全く私の個人的な意見ですけどもそういう意味で、非常に心配はしてい

るということがまず1点と。

それから先ほどのアクリル板の件でございますけれども、学校給食の時間ってのは非常に短い時間の間で準備をし、片付けをしなければなりません。

給食を取っている場所というのは、ランチルームが必ずしも各学校にあるわけではなくて、多目的な室を給食のときだけランチルームにする、ないしはない学校については、各教室でということになっておりまして、常設でランチルームを設置をしてできてる学校というのは、1校程度しかございません。

当然そういう学校は人数も少なく、距離が十分とれる学校ということでございまして、そういうふうに、短い間の中でアクリル板を設置をし、食事の準備をし、片付けをし、アクリル板の片付けをし、ということになりますと、かなり時間が逼迫をして参りますので、先ほど次長が申しましたように、基本的にはもう同一方向を向いて飛沫を飛ばさないように給食をするということで、この3年間、対応して参りました。

それからマスクをつけることに関する保護者からの危惧の声でありますけれども、時々でございますけれども、危惧の声は、私どもの方に町内の保護者であるのかどうか分からない範囲で届くことがございますけれども、大きな声としてそれを危惧する声は、ないというのが現状でございますけれども、私個人の本音を申しますと、子どもたちへの影響は多分にあるのではないかなというふうに危惧を致しております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

私のところにはやはりそういう危惧をしているという心配だということの保護者の声は、届いております。

それはきちんと学校側とも協議をして、しっかり学校とやりとりをしてくださっているもので、今後またその感染の波を見ながら、学校側も対応をゆるめていってくださるのではないかなというふうに期待はしております。

教育委員会が、一応指針は示しているけれども、各学校の児童数やそういうその広さ教室の広さとか、間隔のとれ具合とかによって、やはり柔軟にやっていかないと、大規模の学校と小規模の学校が一律ではやはり、いけないというふうに私は感じています。

そこら辺はもう教育委員会がこうだからという、各学校にそういう裁量を与えていると判断してもよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

我々が学校の方に示しているのはあくまでも基準でございますから、ですから各学校の判断で、固定しない学校運営をしていただきたいと。

マスクにつきましても、場面場面で、外してよい時にはできるだけ外さしてくださいというふうに先生方をお願いしておりますので、校長先生の裁量で、そこら辺は柔軟に対応していただけることになっております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

大人のように、子どもがきちっとこう決まりごとを守れないケースもありまして、マスクをしているのにくしゃみをするときにはマスクが汚れるからマスクを外してくしゃみをするとか、そういうことがあつたりだとかもそれは全然子どもが悪いわけではなくて、当然の行動かと思うんですけども子どもなりに考えた、行動かと思うんですけど、そういうことがあつたりだとか、友達同士で、1人のA君には、家庭がきちりマスクをしておきなさいと指導するとすると、B君の家庭ではマスクは最小限でいいよって言われたら外すときがある、そしたらマスクをしてないじゃないかっていうふうにトラブルになるっていうようなことも、やはり起こっているのが現状であります。なので、ささいなことですけども、もう大事な大事な幼少期、中学校ぐらいまでの心の育つ時期を、もう、このコロナにおいて、曲がって欲しくないなというふうに、やはり伸び伸びと自分らしさを持って育てて欲しいなという願いがあるので、教育長がそのように危惧をされているようであれば、状況を見ながら、いろいろとそれに対する、対応策といいますか、よりよい方法を考えて指針を決めていただきたいというふうに思いますがどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

独自の指針というのは、少し正直決めることはできません。というのは我々は国以上のエビデンスを持ち合わせておりませんので、やはり先生方に示す指針、ないしはガイドラインというのは、文部科学省等、あるいは厚生省も含めて出された指針に基づいて、先生方をお願いをするということになろうかと思いません。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

そういうふうにかたい部分ではそうなると思うんですけども、やわらかい部分において、例えば教員一人一人が言葉のかけ方一つにしても、ここの新聞記事にもあります先生が注意するときに、静かにしてくださいと注意をするみたいですしゃべっていたら。けれども、もっと違う言葉だけがあるんじゃないかというふうに私はこの記事を見て思いました。

何とかしてくださいっていう、どうしても強制とか、指導っていう形が常に何年間も続いてくると。やはり子どもの心はどう育てていくでしょうというふうに心配をしています。

その点、基準規則は、なかなか丸いものにはできないかもしれませんが人の心は丸くできると思いますので、そこら辺も考えていろいろ子どもたちが伸び伸びと育ていける町にしていきたいなというふうに私自身は思います。

カッコ2の質問に移ります。

令和4年、先ほどのあの黙食のところでも、出ていました、この通達というか事務文書事務連絡なんですけども、ここにワクチンの接種についての、記事もありました。その児童生徒へのワクチン接種についての項目がありましたがその町の方針を問います。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、濱村議員の児童生徒への、コロナワクチン接種の方針についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、令和4年11月29日付で文部科学省から、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等についての事務連絡がありました。その中に、新型コロナウイルスワクチンの接種について触れられております。

具体的には接種を希望するすべての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけなどを行っていく。

そして、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部局と、教育委員会などが連携して、児童生徒へや保護者への周知広報を実施すると記載されております。これを受けまして、教育委員会としまして、12月の定例校長会におきまして、この事務連絡について説明を致しまして、そして、各家庭への周知方法の協議を行いました。

その結果、児童生徒、保護者の皆さんが、予防接種の効果と副反応のリスクの双方について判断ができるよう、新型コロナウイルスワクチンに関する情報を提供していくということとしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

保護者自身も判断に悩むところだと思います。またそういう時にわかりやすいように、資料提供していただきたりアドバイスをしていただけるといった状況はとてありがたいことだと思いますので、継続でよろしくお願ひ致します。

カッコ3番です。

ワクチン接種後の体調不良や副反応の長期化（健康被害）に悩む声は届いていますか。問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、濱村議員のワクチン接種後の健康被害に悩む声は届いているかのご質問にお答えします。

ワクチン接種につきましては、接種後の副反応がまれに生じることがあり、副反応を完全になくすることは困難です。接種によって得られる利益と副反応などのリスクを比較して、接種の是非を判断する必要があります。そのため、新型コロナウイルスワクチン接種については、強制ではなく、あくまでも個人の判断で接種をお願いしております。

町のワクチン接種において、接種後に様態が変化する方は、ごく少数ですがおられます。その方につきましては、医師に診察をしていただき、様子見の指示や救急搬送の指示等をいただいております。これまでの町の集団接種においては、皆さんが特段変わりなく帰宅できておりますので、その後の様態の変化につきましては、町への連絡はございません。

ワクチン接種開始した最初のことには、その後の発熱等の連絡をいただいたことはございます。また保健師が各地区に健康相談等にお邪魔した際に、その相談の中でワクチンに関する相談をお受けしている状況もございます。町に直接ご連絡いただいた場合も、健康相談等で相談事をお伺いした場合も、詳しいことは、医療機関等にお繋ぎをすることになります。

いずれにしましても、ワクチン接種後にご相談等ございましたら、接種後にお渡しをしています相談先または担当の保健師までご連絡をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

健康相談等で保健師さんがその地域の方の相談事についてくださっているという状況を聞いて安心をしました。なかなか、ワクチンを打った後、ちょっと体調が悪くても、こうでしたっていうことをなかなか役場には直接言いにくいというところもあると思いますが、実際にいろいろ聞いていると、その後、発熱以外にもこういうことがあったという報告というか、情報は入ってきていまして、やっぱりそういう人が多くなってくると、次の接種をどうしようかとか、なかなか悩むところであると思います。

最初の1、2回目は、やっぱり全員で集団免疫を作ろうというふうにしてみんな、本当は心配だけども言いがら、接種を受けた人もいたかもしれませんし、中には、5回目に進む中でも、1度もまだワクチンが体に合わないから打てていないという人もいます。そうしたときに、いろんな中で今、ストレスを抱えながら、打つストレスと打てないストレスと、いろんなものもありますし、その副反応健康被害以外でも、何かこう相談に乗っていただける場面があれば、住民の皆さんは安心して、このコロナに立ち向かえらると思いますので、そこは継続でよろしくお願い致します。

次の質問に移ります。

カッコ4 コロナ感染症の罹患後の後遺症に対する相談は寄せられていませんか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、濱村議員のコロナ感染症罹患後の後遺症に対する相談は寄せられていないかのご質問にお答えします。

私達が新型コロナウイルス感染症への対策、対応を始めて、もうすぐ3年を迎えます。この間、多くの方がこの町内でも感染が確認されたと思われ、多くの方が完治されたと思われます。

しかし、新型コロナウイルス感染症に感染し、治療や療養が終わっても、一部の方で罹患後症状、いわゆる後遺症が長引くことがわかっております。代表的な後遺症としましては、倦怠感や筋肉痛、せき、喀痰、息切れ、脱毛、記憶障害、集中力低下、抑鬱（うつ）嗅覚、味覚障害など、たくさんの方が症状がございします。人によって様々な症状が出ますので、心配な場合は、かかりつけ医など医療機関にご相談いただいた方がよろしいかと思ひます。

相談が寄せられているかのご質問ですが、保健師が健康相談等で地域に行った機会に相談を受けたりする場合がございます。また、役場に来たついでにちょっと寄ったということで、症状に対する相談を受ける場合もございします。

後遺症の診断や治療には専門的分野での対応が必要となるため、町に相談があった場合は、かかりつけ医等の医療機関をお勧めすることとなります。

これまでも感染症に関する相談やワクチン接種に係る相談など、たくさんのご相談があり、保健師を中心に対応をさせていただいておりますので、どこに相談していいかわからない等ございましたら、担当までご連絡いただきたいと思います。

実際市町村にご相談があった場合は、市町村ができることは、相談に乗ることになると思ひます。ご相談に乗った上で、相談内容により適切なおところにお繋ぎしていきたいと思ひます。

また、かかりつけの医師に相談した場合、医師が必要と認めれば、後遺症に対応する医療機関を紹介していただくことができますので、心配な場合は、かかりつけ医に相談をしていただきたいと思います。

いずれにしましても、心配なことがある場合は、町でも、かかりつけ医でも構いませんので、ご連絡をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

これは経験者でないとなかなかわからないことかもしれませんが、10日間もの長い間隔離をされて、家族全員が感染をすれば、家中自由に行動することはできると思うんですけど、一部のものが感染した場合にはもう一つの部屋にずっと隔離状態という状況が続き、やはり人との接触を断たれる孤独感や、その症状との闘い、普段健康なものでも気分が滅入ってしまいますし、落ち込む状況に直面してしまいます。隔離期間が明けても、長引く後遺症がせきであるとか頭痛であるとか、もろもろそういうふうなことだとか、あと減ってしまった体重を心配したりだとか、せきが残れば人に不快感を与えるのではないかと、仕事復帰した後も、やはりこう気づかいをしてしまうというかそういう状況も生じてきます。

そういったときに、人に言えればいいんですけども、県民、町民の1割以上がもう罹患していますので、あたしもそうやったとか、私もいついつかかったがよとかこういえるような状況になりましたので、大分こう、気楽にはなってきたかもしれませんが、初期の頃から、まだ、そういうことを自分から言えない状況の時などは本当に気を遣いながら、後遺症と戦っていた状況もあると思います。

で、もう丸3年にもなるのに、普通に会食をしたり、仕事柄それは自粛しているだとか、そういうことで会食をしなかったり、気分転換図れない状況が続いてきますと、やはり心の問題も出てきます。コロナ鬱（うつ）という言葉もあるように本当にもう外にはわからないような状況で突発的な行動に出ることもあります。

やっぱ人が人と話すことで、いろいろなバランスを取っているというところもあると思います。どんなに孤独な人でも、やはり人と関わることで、何かこう安心を得られたりとか、穏やかさを得えられたりすることがあるものだと思います。日々の不安を共有できる場面や相談できる関係性の構築、先ほど、保健師さんがそういうふうなこと、してくださってちょっとつないでくださるということでしたけど、身近な状況にでもそういう場所があれば、安心して暮らせるのではないかなというふうに思います。ちょっと身近なところで、そういう心配があるとなおのこと、こちら辺を、今、アフターコロナとかウィズコロナの中では、とても大事な心の問題、心のケアの問題。この間の自殺対策の計画もできるというふうに決まったように、今まだ決まってないですけど提案があったように、その部分がなかなか繊細なところなんですけども、伴走支援のできる対応、そういうのをこれからきちんと整えていく必要があるかと思いますが、そこら辺は、何かこう対策、こうしていく必要がある部分についての気づき今後の方向性、あれば教えてください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

皆さんが安心して、生活ができる、その伴走支援ということかと。思われますけれども、その伴走支援

につきましては、今、様々な取り組みに対しての伴走支援という、キーワードのようになっておりまして、先ほど議員言われました、自殺対策につきましても、そのとおりでございます。

その他お困りごとにつきましても、伴走支援っていうのは、もう日常の業務の中で、対応をさせていただいているところだというふうに把握をしております。職員、また、各専門職、そしてあったかふれあいセンターや社協も含めてそうですけれども、住民の皆さんに関わる全員で、伴走をしながらの対応をしていきたいというふうに考えておりますので、どこにご相談いただいても構いませんので、何かお困りごと等ございましたら、また相談をしていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

伴走支援のできる体制を整えてくださっているということで、安心して暮らしができると思います。ありがとうございます。

続いて、三つ目の質問に入ります。

農福連携の取り組みについて質問致します。

農福連携は、農業と福祉が連携をし、就労に繋がっていない障がい者や若者が、農業の分野で活躍することを通じて、自信や生きがい、役割を持ちながら、社会参画を実現し、加えて、高齢化した農業者や、その経営も安定していく取り組みです。

カッコ1現在の我が町の農福連携の現状を問います。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

それでは、濱村議員の、我が町の農福連携の取り組みについてのご質問にお答えします。

農福連携の取り組みについては、地域地域で農業、福祉、行政機関等が連携し、意識の醸成からマッチング支援、定着支援まで切れ目ない支援を行うことが必要です。

そのため、高知県内では地域ごとに支援協議会を設立し、広域での取り組みが進められています。

幡多地域におきましては、農福連携の仕組みづくりと実践活動につなげることを目的に、令和2年6月、幡多地域農福連携協議会を立ち上げ、昨年度より活動がスタートしました。協議会の組織体制につきましては、幡多農業振興センターが事務局となり、幡多福祉保健所、幡多地域の福祉関係事業所やJA、行政など、福祉分野と農業分野の関係機関により構成されています。これまで県内取り組み事例の共有、JA集出荷場や農家ほ場の現地視察、意見交換などを実施してきました。

黒潮町におきましては、JA大方南部支所でのニラの計量結束作業や、レモン農家の除草作業を、福祉事業所に依頼しているという実績が数件ございます。

また、幡多地域全体では、柚子や文旦、レモン、サツマイモなどの収穫、集出荷作業の実績も報告されています。いずれもJAや農家が福祉事業所に対し、その都度、作業を依頼するという、委託型と言いますけれども、こういう形となっております、障がいのある方などが直接農家への就労に繋がるというところまでは至っていない状況でございます。

農福連携協議会が立ち上がったことで、今後は、役場、あったか、幡多福祉保健所など、どこかに相談すれば、関連機関につないでくれるという仕組みが展開されることが期待されます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

広域で農福連携の取り組みが実施されているということが理解できました。

農福連携等ビジョンにおいて令和2年度から農福連携、技術支援者育成研修が実施をされていますか。

現場で実践する手法をアドバイスする人材を育成しているわけですが、この研修を修了して農福連携の支援者として活動している方は、町内にはおられますか。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

再質問にお答えします。

幡多地域の協議会の中では、そういった支援員、トータル的にコーディネートする方っていうのは、いないのが現状で、同時にそれが課題になっているということを聞いております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

まだ、1年2年ぐらいの取り組みですので、今後その研修も広がり、都道府県単位で実施されることがあると思いますがやはり、農福連携の取り組みの効果を得たい農業者や、まだ就労に繋がっていない方々もいると思います。もしそういう取り組みがあるとしたら、またぜひ積極的にそういう研修受講できるように、支援をしていただけたらというふうに思います。

農業は熟練した技術と感覚を手をゆるめずに地道に取り組むことで一定成果を終えられる仕事だというふうに認識をしています。それゆえになかなか片手間に、一度説明しただけではなかなか理解できない、障がいを持っている人への指導であるとか、常にそばで見守りをしてないといけないというふうな状況の中で、なかなか両方従事すること、農業者が両方に、関わることはなかなか難しい、この農福連携の取り組みだと思います。

しかし、これがうまくいけば、きっとどちらにも、高齢化した農業者、人手不足の農業者や、仕事を求めている若者たち障がいを持った人たちにとって両方にとってすごくいい取り組みになってくると思います。よその町でこうできていることがうちの町でできないことはないと思っていますので、何かこれからは、この農福連携が就労の場の確保や、高齢農業者の手助けや農業後継者の確保と、そういう課題解決に繋がったらいいなというふうに思っています。

で、町内の中でも、前にちょっとお話をお伺いした中ではなかなか、町内単独での取り組みみたいなのは、個々の取り組み進んでないというふうに聞きましたけれども農福連携がスムーズに進んでいない要因がもしあるとしたら、課長はどのようなことが要因であると考えられますか。また今後、どういうふうにしたというふうな方向性があれば、それもお聞かせください。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

再質問にお答えします。

先日農家さんのハウスに見学に行かせていただいた時に、農家さんからいろんな意見を伺いましたけども、やっぱり忙しい時に来てもらいたいので、付ききりで、仕事を教えてあげるような時間の余裕はない。それから、あとは賃金の問題なんかもありましたけども。事業所さんの事業所の職員がついてきて、いろいろ間を取り持ってくれるとか、世話をしてくれるっていう体制が欲しいねっていうご意見はありました。

農家さんと、いろんな事業所さんをつなげるといふところ、それから、それらをトータル的にコーディネートする。人事配置みたいなのが、これから、大事になってくるんじゃないかなとは思っています。農家さんの方で、今作業に来ていただいている農家さんの方の意見としては、やっぱり人材の確保になったとか、作業が進んだとか、いう意見もあります。その中で、作業している姿を見てこっちも頑張ろうという気になったっていうことも聞いてますので、農業、福祉両方の方でメリットがあるんじゃないかなとは考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

やはりその部分が課題になっているのは私も考えてみるとそうかなというふうに思います。

つきっきりで、やはり見守りしながらの作業であればスムーズに間違いなくできることが、どうしても手を離れて、目を離してしまうと違う方向に作業が進んでしまったりということもあって、忙しいときこそ、そういうふうになかなか手がかけてない目がかけれないっていう課題があるかもしれません。

そういうときに、じゃあ、どのようにすればそこをこう見守り、アドバイスできる人材が確保できるかっていうのが、これからの課題であると、いうふうなことでした。制度や仕組みに人を合わせると、なかなか上手いことマッチングしないこともあります。その人にこう作業や、その仕組みを合わせていくとうまくいくこともありますので、これからの課題であると私も認識し、また勉強していきたいと思っております。

最後の質問に移ります。カッコ2です。

農福連携が、耕作放棄地の活用や、農業の6次産業化を含めた取り組みにチャレンジするとしたら、それに対する支援策はありますかということで質問しています。

6次産業化というのは、一次産業の生産と二次の加工、三次産業の販売1×2×3は6ということで6次産業化という言葉が、高校の農業科の教科書等にもあるぐらいの6次産業化という言葉なんですけれども。私も、今回の勉強をしていて初めて知ったことですが、もしそういうふうな取り組みにつなげていこうとしたら、支援策はありますか。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（渡辺健心君）

それでは、濱村議員の農福連携の取り組みに対する支援策についてのご質問にお答えします。

国は、農業、農村における課題、福祉における課題、双方の課題解決とメリットがあり、ウィンウィンの関係となる農福連携を推進しております。農業者にとっては、担い手不足や高齢化など、労働力の確保が課題となっており、また、障がいのある方等にとっては、就労先の確保や社会参画の実現が課題です。

農福連携により、障がい者が農業分野で活躍することで、同時に、双方の課題が解決します。この取り

組みについては、市町村ごとではなく、地域で推進することが効果的であり、黒潮町としましても、幡多地域の農福連携協議会に参加し、農業振興センターを中心に、農業者や福祉関係機関の職員と相互理解、情報共有を図っているところでございます。

現時点では、仕事を出す側である農家と受ける側である福祉事業所のマッチングを探っている段階であり、雇用に対する課題も多く見つかっております。

6次産業化を含めた取り組みに対する黒潮町独自の支援策については、今のところ具体化はされておりませんが、国、県の補助事業として、農産加工技術の取得研修や、施設整備の補助、農作業体験への助成金、また、6次産業化への人材育成事業などがございます。

幡多広域で関係機関が連携した活動は、まだ始まったばかりで、協力しながら、課題を一つ一つクリアしていく必要があります。

町としましても、まずは農福連携の理解を含め、しっかりとした基礎づくりが優先と考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

何かこう一つ事業を起こそうとするといつもやっぱ人や物やお金というところに課題が、やってきます。

うちの町には、集落活動センターが4ヶ所ありますが、その中で、集落活動センターの機能と、この農福連携ってところの組み合わせっていう可能性は、いかがかなというふうに思っていますが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

集落活動センターの方では、農作物の栽培また、その加工とかといったこと事業にしているところがございます。そうしたところから言うと、連携するということは可能かと思えます。

ただ、先ほどの農業の課題と同様に、どうしても必要なのが繁忙期、そういった時に、欲するところがありますし、集落活動センターの活動の中で受入れるかどうかということは、やはりその集落活動センターの状況によっても変わってきます。

この事業に関しても双方にメリットがないと、継続していかないと1回だけであれば、できたとしてもそれを継続しないとあまり意味がないと思いますので、それができるかどうかといったところは、少し具体的にまた課題がある程度見えてきて、農業の場でもある程度できるといったような状況があったら、そのことに関して、協議をしながら進めていける可能性があると思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5番（濱村美香君）

新たに何かこう仕組みを作り出すということはすごく大変なんですけど、既存でこう何かこう活動しているもので余力があれば、余力はないかもしれませんが、もし余力があるとするならば、中山間地域の強みを生かして、この農福連携と集落活動センターのコラボレーションっていうのが、うちの町に一

番扱いやすい形のすべての集落活動センター特色があるので、全部というわけにはいけないでしょうけど、その地域のどこか、可能なところ、取り組む内容によって、それぞれ可能不可能あると思うんですけどそのような方向性もありかなというふうに考えます。

農福連携は農業だけでも駄目であるし福祉だけでも駄目だし、その二つだけでもなかなか、なしえない仕組みだと思っています。なので、集落活動センターの協力っていうところも含めて、今後農福連携がうまいこと循環しだして、みんなが活躍できる町っていうふうになれば、もう少々コロナで落ち込んだところもみんなが元気にちょっとでも元気に過ごせるのではないかとというふうに思います。

ちょっと長くなりましたけれども、以上で私の質問は終わります。

議長（小松孝年君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、16時40分まで休憩します。

休 憩 16時 28分

再 開 16時 40分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

4番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

質問事項は1問です。

環境問題についてということで質問します。

今日のトップバッターの矢野昭三議員の前置きいますか、そこにも出てきましたけども。

先日の12月3日の戦没者慰霊祭におきまして、大方中学校の生徒会長の平和学習に関する作文の朗読がありました。この議場に今出席されている方の大部分の皆さんが聞かれたと思います。

私としましては、何か感銘を受けたという言葉で表現した方がいいですかね、何か感じるものがありました。

その作文の中の一つに環境問題にも触れておりました。大変心強く感じましたが、反面、その原因は私たちが長い時間をかけて作り出してきたものだという思いがありまして、急ぎよ別の質問に変えまして、環境問題を取り上げました。

環境問題につきましては、例えば、その生徒会長さんの話の内容に大変心強く感じるものもありました。

その反面も言いましたけど、繰り返しになりますが、子ども、その責任を子どもたちや孫の世代に託していいですか、なかなか考えてくれようという考えでは駄目だという考え方がいいですか、そういったものが各種の報道機関や新聞などにもよく見られておりますので、私もそういった考えがなくてはいけないという、というふうに不安を持っておりますので、そういう意味も込めまして質問致します。

通告書ですが、環境問題は、人が元気、自然が元気、地域が元気黒潮町を旗印に掲げる当町にとっては、より大きな課題と考え、これまで再三にわたって一般質問を行ってきました。

加えまして、地球規模で温暖化防止が叫ばれる中、当町も昨年6月に、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言を行いました。こうした状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ1番としまして、宣言達成に向けた脱炭素社会への取り組み状況と課題は、としておりま

す。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮川議員の一般質問、環境問題についてカッコ1、宣言達成に向けた脱炭素社会への取り組み状況と課題についてお答えを致します。

ご質問のとおり、昨年6月に脱炭素社会を目指す、黒潮町ゼロカーボンシティ宣言を行い、本年6月議会においても、町全体の取り組みを進めるための黒潮町地球温暖化対策実行計画、区域施策編を策定している状況についてご説明を致しました。

計画策定の状況としましては、現在までに温室効果ガスの排出量や再生エネルギーの導入ポテンシャル、森林吸収量などの基礎調査を行いました。その調査結果を基に第2回の実行計画策定委員会を開催し、委員の皆さまからさまざまなご意見をいただき、計画の素案を作成致しました。この計画素案に対してのパブリックコメント募集を11月30日から12月20日まで実施をしているところでございます。

また、9月議会で報告致しました、環境省が実施している脱炭素先行地域づくり事業への第2回募集につきましては11月1日付けで採択状況が公表をされました。残念ながら、今回は採択に至っておりません。

一方、第3回の募集を令和5年2月に実施することが先日示されておりまして、応募に向けた準備を進めている状況でございます。

取り組みを進める上での課題につきましては、住民の皆さまへの普及、啓発はもちろん、町全体のCO2排出の現状把握と、その後の施策、取り組みの効果測定などが考えられます。

さらに、エネルギー。特に電力由来のCO2排出が多いことから、再生エネルギーへの転換など多くの課題があると考えております。

今後につきましては、これらの課題を解決すべく、各ご家庭を個別に訪問をさせていただき、ご家庭のCO2排出の現状把握、省エネ啓発などを行う方向で進めておりまして、必要に応じて電力会社や電気関係の知識を有する民間事業者などの協力も得ながら進める必要があると考えております。

先ほどお答え致しました、脱炭素先行地域づくり事業の第3回の募集につきましては、公共施設への再生エネルギー導入が原則PPA事業のみとなることや、民間事業者との共同提案であることなどが新たに要件化されている方向で進んでおります。このことから民間事業者等との連携は不可欠となっております。

国、県などの有利な補助事業を活用することで財政負担を軽減し、併せて黒潮町の地域課題の解決にも寄与するものであるよう、関係部署とも連携、情報共有をしながら、新たな成長戦略として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

いろんな計画をしていただいているという答弁だったと思いますけども、年次的な。私が聞き漏らしたかもしれませんが、そういうところが分かればお答えください。

それと、課題についてですが。何か答弁を聞いて、現状の課題というものがあまり聞こえてこなかった

ように思います。

再度、分かればお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

まず年次的なことと言いますと、現在、温暖化対策の素案をパブリックコメント中で、ホームページ等で公開しております。そこで、中長期的な計画になりますので。

まず、細かくは説明できませんが、順番としてはまず省エネ、減らす努力をしていこうと。その後どうしても減らし切れない分について再生エネルギー等への転換を考えて、なおかつ長期になりますので、そういう考え方をもち続けるというのが大きな計画にはなっております。

一方、課題としましては、先ほど現状把握のお話もしましたが、町全体でどれぐらいのCO2を排出しているのかというものはデータとして取りまとめができました。結局、電力由来のCO2排出が最も多いということが確認をされました。

ところが、それをじゃあ。全体の数量は分かったんですが、個別それぞれのご家庭でどういった電気の使い方してるのかと。また、CO2の排出の要因というものが、ご家庭それぞれの把握ができないと町全体の取り組みとはならないということで、まずはそれぞれのご家庭のエネルギーの使い方についての把握が必要ではないかということで進めたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

年次的なところを、例えば中長期でという計画。中長期でも何年、どうぐらいまでにどういうことをするというふうなことをしておかないと。何いいますか、計画とはちょっと言いにくいかなと思います。

中期で例えば5年とかいうようなことでも、何年までに何を済ませて何年までにというふうな。

分かっておればですけど、再度。

それから、あと取り組み状況として、この脱炭素社会に向けた取り組みが産業振興に結び付くようにという大きな目標があったと思うんですけども、そっちの方の動きはどうなってるのでしょうか。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

先ほどの中長期的な部分と言いますと、計画素案に基づいてご説明をします。

短期で言いますと、令和5年度、来年度から2025、7年度にかけてが、まさしくCO2削減に向けた基盤づくりということで、現状把握でありましたり、効果測定の仕組みづくり、また体制づくりを考えております。

その後、令和8年から12年にかけては、本格的な地域への再生エネルギーの導入ですとか、具体的な省エネ対策というものを進めていきたいというふうに考えております。

また、産業部門のお話がありました。まさにこの策定委員会等でも検討しておりまして、一つの例で言いますと、例えば農業用ハウスにおいて現在重油ボイラー等で事業を営んでおられます。燃油高騰のあおりも受けて大変な思いをされていると。一方で、石油由来、化石燃料由来のエネルギーということでCO2排出がかなり高いということが確認をされております。

そうした課題を解決する一つの方法として、例えばですが重油から地中熱を使ったヒートポンプでしたり、太陽光を使ったエネルギーの転換をすることで、これまでの経費が削減できるという可能性があると思います。そうすることによって、産業を衰退させないように、また維持できるようにというふうな部分で言いますと、産業部門でも関わりがあるんじゃないかと、そういうふうにご考えております。

以上でございます

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

時系列的なことは、今言ってくれたように説明がありますと、すごいこう何いうか、絵が描けるというか、イメージができますので、ぜひそういった説明でお願いしたいと思います。

それから、農業分野での話がありましたけども。

農業分野で言いますと、今すごい寒い時期になって重油代が大変だという話も聞きますけども。以前、木質ペレットを活用したハウス内の暖房をとるといような話もありましたけども、そういった、ちょっと細かくなり過ぎるかもしれませんけども。

そういった点は関連してないでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答え致します。

ペレットボイラーにつきましても、現状で利用されてる方はたくさんいらっしゃいまして、CO2削減をするという目標はありまして、その手段の一つとして、例えばペレットボイラーですとかヒートポンプ太陽光というのが考えられると思いますので、解決手段としましては、こういったものがじゃないといけないというものはなくて、可能性は排除せずあらゆる手段を使って、目標としてはCO2排出をゼロにするということが目標だと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

産業の創出という観点で言いますと、木質ペレットを使うのは一つの目的で、産業ということになると、それを作る物を今黒潮町では材料はいっぱいあると思いますので、そういったような方向性も一つ考えてみる、検討をする余地はありますか、必要性もあるんじゃないかと思っておりますので、答弁は要りませんがそういった方面も考えてみてください。

カッコ2番へ行きます。

EMやくろしお元気AIなどを活用した自然環境改善の取り組み状況と課題は。また、今年6月定例会にて、当町で取り組んでいる酵素活用のプール清掃について四万十市への展開を提案したが、取り組み状況

は、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

本日の会議は都合により延長します。

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは宮川議員の一般質問カッコ2、EM菌やくろしおAIなどを活用した取り組み状況と課題は。

また、酵素活用等によるプール清掃の四万十市への展開についてお答え致します。

議員ご質問のとおり、本年6月議会にて、生活排水対策の主な取り組みとしまして、合併浄化槽の導入促進についてご説明を致しました。

その際、その他の水質改善等の取り組みとして、くろしお元気AIやEM菌培養液等の有用微生物を活用した環境活動の実施により、地域住民の皆さまから、臭いや、ぬめりがなくなったなどの声をお聞きしている状況についてお答えを致しました。

取り組み状況としましては、引き続きご家庭や河川、水路、漁港、プールなどへの利用が継続されている状況であると認識をしております。

一方、課題としましては、水質改善の声をお聞きする一方、国、県などの公的な支援、後押しがないことが考えられております。

また、こうした有用微生物を活用した水質改善や環境改善についての情報共有などが、住民の皆さまに十分行えていないことは感じております。

循環型社会や持続可能なまちづくりなどと言われておりますが、そもそも水質をはじめとする環境改善の取り組みがまさに循環型の社会づくりであり、SDGs、持続可能な開発目標にも貢献できるものだと考えております。

こうした取り組みを進める上で、やはり啓発、情報共有の重要性は十分認識をしております。町内での環境改善の取り組みなどについて、今後も広報などあらゆる媒体を利用し、啓発に努めてまいります。

それから、プール清掃に関する四万十市への展開についてご質問、お答えを致します。

こちらは6月議会にてお答えしたとおり、すでに四万十市内の河川、水路などでの活用事例があることをお聞きをしております。

四万十市内のプール清掃への横断展開につきまして、四万十市としてどのようにお考えかは承知をしておりますが、有用微生物を活用した取り組みについては把握をされているものだと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

カッコ2のですね、前半の部分ですね。EMやくろしお元気AIなどを活用した自然環境改善の取り組み状況と課題はという質問ですが。これは何いいますか、もう平成25年の2月に当町で、台所はエコへの入口だったですかね、曾我部義明氏が講師となってあかつき館で講演会がありました。

その講演会を私、そこへ参加させてもらいまして、それまでもEMというのがあるということは私存じておりましたけども。当時いいますか、それまでですかね。EMは結構値段が張る品物でしたので、一般に広げるにはちょっと無理かなというふうな感じで、自分も使わずにただそのままになっておりましたけども。

台所はエコの入口という講演会を聞いて、これなら安価で自分も取り組めるんじゃないかなということ、自分の家で作り始めたりしている。そこから取り組みの始まりです。

そうした中でですね、25年の2月に講演会を聞いて、その年の3月の一般質問で自然が元気への施策はというような形で取り上げ始めてですね。25年からですので、もう間もなく10年ぐらいたちますが、その前にEMが当町へ普及したのは平成13年、14年ぐらいですかね。平成15年当時ぐらいから当町でエコ、EMへの取り組みが民間であって、佐賀地域におきましては佐賀町の施策いいですか、たぶん町長のトップダウンだと思うんですけども、民間に委託するという形で取り組みが始まっていると思います。そこで、その当時から小学校のプールへもEMを使って掃除をするというのが始まっているのではないかなというふうに考えておりますが。

そういう取り組みの中で、その25年の当時に答弁をいただいた内容ですね。それから、ずっとこう何回にもわたって同じような内容の質問をするのですけども。ここ3年ぐらいはコロナもありましたので、なかなかそういった感じで、例えば県外で行われるEMフェスタなんかには毎年、コロナがないときには町から町民に呼び掛けて参加者を募って行ってましたけども。今はそれも、EMフェスタ自体がないということで、ちょっと停滞の状態になってます。

そういうことがあって現状があるのかもしれませんが、何か進まない。その当時の答弁の中に、行政として当然取り組むべき課題だという答弁もいただいておりますが、その当時は震災対策が優先されておりましたので、当面は震災対策の方に力を入れていかなければならないのというようなことで、少し待っておればいいのかというふうな感じで待ってございましたけども、あまりそれ以後の質問に対しても今の答弁を聞いて受けたような感じの答弁が多かったというふうな私の印象ですが。

そのあたりを振り返ってどういうふうに感じられているか、ちょっと教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

コロナ禍等もあって、なかなか活動とか啓発ができないというのは以前の議会でも申し上げております。私個人的にというか、感じることでしましては、EM菌等を使ってやられてる方がいるんだよというのは何となくは皆さんご存じなんですけども、そもそも何でそういうことを使わないといけないのかとか。もっと言いますと、家庭から流れ出る排水が環境に与える影響というものが想像以上に大変なことだということは認識をしております、その部分が啓発という部分では正直足りてないというふうには感じております。

何度か議員、合成洗剤のお話もしていただくことがあるんですが。例えば合成洗剤にしても、含まれている界面活性剤等がそもそも石油由来ということもありますし、なかなか自然界で戻らないと。そういった基本的な認識を、まずは啓発していく必要があると思いました。

一方で、その排水対策としましては、合併浄化槽の推進もしております、そもそもの家庭から出る排水対策というのは進めている一方で、なかなかすべてのご家庭が一気に始まるものではないですので、まずはその生活排水について理解をして、少しでも改善できる、また改善に役に立つという、さっきのEM菌もそうですし、そもそも洗剤を使うとどういうことになるのか、それが流れていくと海に流れていって、プラス、いろんな環境問題を引き起こしているという意識を持っていただくための啓発という部分が十分ではないというふうには認識しておりますので、啓発についてもっと力を入れて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今の答弁で言われた内容、そのままだと思うがですよ。

その内容を住民に理解してもらえるというか、冒頭申し上げましたように、自分たちが長年にわたって環境を壊すじゃなくて汚し続けてきた、そういうつけを次の世代、先ほどの大方中学校の生徒会長の作文ではないんですけど、それが考えて立派やね、ええ考えやねでは自分らがあまりにも無責任だと、自分らが環境を汚しとって子どもらに後始末をさせるのかというふうな思いがあるわけですけども、今の答弁がまさにこの基のくろしお元気AI、それからEM、そういったものの活動の基本理念ですよ。

講師の曾我部さんが言うには、その何十年にもわたって自分たちが家庭排水などで環境を汚してきた。汚してきたいうがは、微生物を殺してきたためにこういうふうな環境、汚れてきている。それを、微生物を殺さず育てる微生物活性化構想ですよ。それを使って微生物を増やして元の自然に戻そうという取り組みということながです。

私も25年、自分とこで作って、いろいろ試してやりよう中でも、それを理解するにはなかなか時間が掛かりましたけども、講演会の中の資料を読んでもそういうことがきちんと書かれてました。

私も縁あっていいですか、いろいろ質問を曾我部さんにはするもんで、そういったこともいろいろ教えてもらって理解、今はあると思っておりますけども。

後の後半の部分のですね、プール清掃について四万十市への展開を提案したが、取り組み状況がちょっと具体性に欠けるようなあれでしたけど、具体的に何か情報が入れば、何を働き掛けてどういう結果を得てるかということをお教えください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

環境部署の担当者とはですねEMについてのお話をする機会もありますので、黒潮町内でのそういった清掃の事例というものは共有しております。

当然、四万十市さんとしても、そういった事例もあることも取り組みも承知をしておりましたので、それ以上。例えば、それ以上の働き掛けといたしますか、そういったことは町としてはできてはおりませんし、逆にそこになると地方自治のことにはなってきますので、情報共有はさせていただいております。

以上でございます

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

地方自治の、という言葉がありまして、そういったしぼりで動けないというふうなことであれば、それはあれですけども。

個人的になるんですかね、町長にも資料的いいですか、この6月に一般質問でプール清掃を四万十市にという話をしたときに、もしとんとん拍子に話が進んで四万十市がすぐやりますということになったら、その活動されるよう方に余分なご負担になったらいかんと思ひまして、たまたまその活動している方が、

私の近所が出身で四万十市に今住んでる方がおまして。その方を通じて、こうこう考えているけども一般質問かけてもかまんやろかというような相談をすると、ぜひやってくれということがありまして質問をしたわけで。そのときに簡単な資料でもあれば、プール清掃のですね、すぐ見せてほしいということでお見せした資料を個人的にいますか町長にもお渡しして、あまり詳しい話はさっきの自治法の話で引っ掛かるがやったらちょっと止めますけども、いろいろお願いをして、結果ですね、6月で時間的なこともありましたし、四万十市の予算的なこともあったでしょうが、今年度は佐岡にある小学校の方へ1校、試験的にしまんとAIですかね、四万十市は。それを投入してくれると。それで、結果を見て、来年度は考えてくれるというところまで市は動いていてくれるということで、皆、職員の皆さんの働き掛けのおかげだと、そこは思っております。

そういうことで突破口は開けたかなと思いますので3番へ行きます。

カッコ3ですが、循環型社会を目指し、地域住民のエコの輪を広げる取り組みとして、環境について楽しく学べる場の創設はできないかとしています。

今年は7月の6日から4日ぐらいでしたかね、それこそ3年ぶりに県外の議員研修に、大分、宮崎、鹿児島県へ行かせていただきまして、その2日目でしたか、鹿児島の鹿屋市の方で昼食を取った建物の中に肝属、月へんに干すと書いて、肝ですね、お腹の中にある肝。属すると書いて肝属(きもつき)と読むそうですが、肝属地区環境ふれあい館というのが併設されておりまして、そこに各家庭で出る不要物といったものを持ち寄って再利用を図る、ふれあい館というものがありません。

私も研修の報告の最後の端にですね、またこの研修に先立つ肝属地区環境ふれあい館での取り組みは、全国の自治体がすぐにでも取り入れることができるのではと感じましたということで結んでおりますが、すごいええ取り組みやなと感じて帰ってきたところ、この間、社会福祉協議会、保健福祉センターの方へ行きますと、入ったロビーのところいいですか、そこでいろんなものが置いてありまして。聞くと、高齢者を対象にした、そういった循環型の社会を目指して、福祉部門を念頭にした取り組みをしたいと思ってやっていくということだったので、これも当町でそういうことがあるのであれば少しでも広げることにはできないかなと思っただけの質問です。

答弁願います。

議長(小松孝年君)

住民課長。

住民課長(宮川智明君)

宮川議員の一般質問カッコ3、環境について楽しく学べる場の創設はできないかについてお答えを致します。

環境問題につきましては、先ほどご質問いただきました水質環境のほか、自然環境、廃棄物対策、温暖化対策ももちろんですが、幅広い内容でありまして、かつ、そのすべてが循環型社会に寄与するものであると認識をしております。町としましても、循環型社会を考える場、学びの場として町民大学や講習会、映画上映会や意見交換の場などを設けてきました。

本年10月には、町民大学の第2講座として、日本キリバス協会の代表理事であるケンタロ・オノ様にお越しをいただき、私たちが望む未来という演題でご講演をいただきました。議員もご参加いただいております。

日本から約7,600キロ離れた太平洋の島国で実際に起きている気候変動などの実態をお話いただき、地球温暖化に対する危機意識の共有ができる場になったと考えております。講演の後、講師の方とお話をす

る中で、1人の100パーセントよりも100人の1パーセントに価値があり、意義もあるというお言葉をいただきました。まさにそのとおりだと感じました。

環境意識の向上や、お一人お一人の行動変容については一朝一夕に進むものではないと考えております。議員ご質問のとおり、環境について楽しく学べる場の創設につきましては、現状の取り組みを継続しつつ住民の皆さまの行動変容につなげるため、新たな取り組みについても考えてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

方向性は答弁いただきましたが、ちょっと具体的なこととして、先ほど申し上げました保健福祉センターいいですか、社会福祉協議会の取り組みについてどういうふうにとらえておられるか答弁願います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

社協さんが行われた、ぐるりんのお話だと思います。

本人にとっては不要なものであっても、それを必要とされる方は必ずいるということで、その間を取り持って輪を作るという意味だと考えております。これはリユースにもつながることでもありますし、そもそもごみの減量にもつながる素晴らしい企画だと思っております。

平成31年度だったと思います。令和元年ですか、そのときに開催をされておまして、今後もそういった取り組みを支援をする立場にはあると思いますので。繰り返しにもなりますが、啓発の一つでもなると思いますし、ご紹介もしながらそういった輪を広げていければいいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

その取り組みの意義なんかは理解できるけどもみたいに私には聞こえるのですが、もう少し前へ推し進めていくというようなことが感じ取れるような、何か言葉うか、そういう段階ではないですか。

再度お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

先ほどの社協さんの事例を推し進めないというわけでもないんですが、そもそもさっきのリサイクルもそうですし、リユースもそうですし、という3R（スリーアール）のお話ですね。

そういった啓発の仕方、取り組みの仕方が多種多様にありますので、これだけ進めるというわけではないんですが、総合的に地球環境のことも考えて、3Rの精神にもものをもって、あらゆる手段を使ってそういった取り組みは進めていく必要があるというふうを考えておりますが。

現状、例えばこの項目を直ちに行いますというところまではお答えができませんが、全体として進む方向

というのは定める必要がありますので、先ほどの区域施策編というものに基づいて、将来の姿、それにたどり着くためにあらゆる手段を使って取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

この環境問題。

今日は環境問題の中で、脱炭素とか、EMとか、元気AIなんかの取り組みとかいう部分を質問しましたけども。例えば、プラスチックごみとかいったこともそうですし、もう待たなしの状況に行ってるところがあると思うがですよ。

そういうことと、このカッコ3番の循環型の取り組み、手挙げた取り組みはちょっと重要度が違うとは思いますが、意識を改革するためには有効な手段だと私は思いますので、もう少し力をはめて取り組んでいただけるようなことにはならないのかなと思います。

それともう1点は、具体的な数値がないので何か理念ばかり先走って行動が伴わないのかなというふうにも取れますので、もう少しこう、何か表現が変わればお願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

先ほど議員ご質問のとおり、意識の部分につきましてはやはり啓発が大事だと思います。啓発ないと意識はやっぱり変わりませんので。

それともう一つ数値のお話がありましたが、まさに先ほど答弁させていただいたように個別に今後訪問させていただくことは考えておまして、これは温暖化対策の部分ではありますが、訪問させていただいて、ちょっと細かい話になりますけども、ご家庭の例えば電気の使用状況ですとか世帯構成等お伺いしながら、現状どういったCO2の排出をしているのかという現状把握がそれでできます。

もちろん啓発と併せて行動変容をした結果、どのぐらい減ったかということが見える化できるというふうに考えております。CO2というのは目に見えないものですので、議員ご質問のとおり数値でお示しできるのが一番効果があると考えております。

そうしたことから個別訪問等させていただきながら、現状把握を数値化して、また効果測定にも使えるという、やはり見える化をすることによって長い取り組みが可能になるものではないかと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

最後にちょっと町長にお伺いしますが。

町長もその温暖化防止を我がこととして対応するというような力強い言葉がありました。

ちょっと全般的なことでもいいですが、現状の思いの的などところもありましたら一言お願い致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

私の思いでございますけれど、胸に今 SDGs マークを付けてますけれど、やはり持続可能な社会を作っていくというのは、黒潮町の課題であり、高知県の課題であり、そして日本の課題であり、世界の課題であると思います。そして大事なのがグローバル、世界的な課題をローカルで実践するというのが課題で、私たちはすべきことだと思っております。

だから具体的なこと、限られた人材と限られた資源の中でどういうことができるか。効果的なところを取捨選択して、できることから確実にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

町長の決意的なものを確認しましたので、具体的な中身につきましてはまた次回なり質問したいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17 時 33 分